

令和3年 9月 1日開会

令和3年 9月 21日閉会

# 令和3年第3回(9月)定例会

川根本町議会

## 令和3年第3回（9月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（9月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定	6
○同意第2号の上程、説明	6
○議案第33号の上程、説明	7
○議案第34号の上程、説明	7
○議案第35号の上程、説明	8
○議案第36号の上程、説明	8
○議案第37号の上程、説明	9
○議案第38号の上程、説明	10
○議案第39号の上程、説明	11
○議案第40号の上程、説明	11
○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、委員会付託	12
○散 会	24

### 第 2 号（9月13日）

○開 議	27
○議事日程の報告	27
○諸般の報告	27
○議案第37号訂正の件	27
○同意第2号の質疑、採決	28
○議案第33号の質疑、討論、採決	29
○議案第34号の質疑、討論、採決	29
○議案第35号の質疑、討論、採決	30
○議案第36号の質疑、討論、採決	31

○議案第 37 号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第 38 号の質疑、討論、採決	3 2
○議案第 39 号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第 40 号の質疑、討論、採決	3 3
○散 会	3 4

### 第 3 号 (9月21日)

○開 議	3 7
○議事日程の報告	3 7
○諸般の報告	3 7
○一般質問	3 7
中 澤 莊 也 君	3 7
中 原 緑 君	4 9
○認定第 1 号～認定第 7 号の委員会審査報告、討論、採決	6 5
○発議第 2 号の上程、採決	7 4
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	7 5
○常任委員会の閉会中の継続調査の件	7 5
○広報委員会の閉会中の継続調査の件	7 5
○閉 会	7 6

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原		緑	君
2番	澤	西	省	司	君
3番	石	山	貴美	夫	君
4番	杉	山	広	充	君
5番	坂	本	政	司	君
6番	野	口	直	次	君
7番	中	澤	莊	也	君
8番	太	田	侑	孝	君
9番	山	本	信	之	君
10番	中	田	隆	幸	君
11番	中	野		暉	君
12番	藺	田	靖	邦	君

不応招議員（なし）

## 令和3年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和3年9月1日(水)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第33号 川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第34号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町接岨峡温泉休憩施設)
- 日程第 7 議案第36号 川根本町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 8 議案第37号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第38号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第39号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第40号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 認定第 1号 令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 2号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 3号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 4号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 5号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 6号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 7号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君		
教育長	山下	斉	君	総務課長	野崎郁徳	君	
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	鈴木	浩之	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	北原	徳博	君	建設課長	風間	一章	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君
代表監査委員	柳原	義六	君				

---

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野	克彦	書記	鈴木	洋子
--------	----	----	----	----	----

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年第3回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席いただいております。後ほど、令和2年度一般会計並びに特別会計決算審査等について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月26日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、同意1件、議案8件、認定7件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果報告書、指定管理者監査結果報告書、決算審査意見書、健全化判断比率に対する審査意見、基金の運用状況に関する審査意見について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があり

ます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

恒例ではございますけれども、令和3年第3回の川根本町の定例会の初日ということで、お世話になります。

今日は、議会の皆さんの任期満了並びに町長職の任期満了それぞれの最後の議会になります。どうか皆様方には活発な御意見等いただきながら、対応していきたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げますとともに、これまでの皆様方の温かい御支援に対しまして心よりお礼と感謝を申し上げたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（藺田靖邦君） これで行政報告を終わります。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、山本信之君、10番、中田隆幸君を指名します。



### ◎日程第2 会期決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの21日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの21日間に決定しました。



### ◎日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意第2号です。



川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法の規定により固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として設置をされており、3名の委員により構成をされております。

今回、現委員の筒井佳仙氏が、本年10月25日をもって任期満了となりますが、引き続き委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成29年10月から現委員に就任をされ、現在2期目をお務めいただいております、引き続き委員として選任したく議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は本年10月26日から令和6年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議をいただき、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第33号 川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報  
発行条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第33号、川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第33号です。

川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

国会議員の選挙時の執行経費の準備に関する法律及び公職選挙法の改正により、これまで紙媒体のみによる取扱いとされてきた選挙公報の掲載文の申請において、電子データの取扱いが可能となったことを踏まえ、町関係条例の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第34号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第34号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第34号です。

川根本町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日に公布され、10月1日以降に施行される部分について、地方税法と町税条例の整合性を図る必要から所要の改正を行うものであります。

今回の主な改正内容は、個人住民税の非課税限度額において、国外に居住する親族に関する扶養控除の取扱いの変更や、確定申告時の医療費控除の一つであるセルフメディケーション税制の期間を延長するというものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町接岨峡温泉休憩施設）

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第35号です。

公の施設の指定管理者の指定について、その概要を説明させていただきます。

川根本町接岨峡温泉休憩施設につきまして、今回新たに令和3年10月1日から令和7年3月31日までの期間について、指定管理者制度により当該施設の管理運営を行うに当たり、西東石油株式会社、代表取締役社長西村康正氏より指定管理者指定申請書の提出があり、8月11日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として申請者を選定いたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第36号 川根本町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第36号、川根本町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第36号です。

川根本町過疎地域持続的発展計画の策定についてを御説明させていただきます。

この計画は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、令和3年4月1日から新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い策定をする令和3年度から7年度までの5年間の計画について定めたものであります。

今回、新たに施行された過疎法において、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を活用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向け、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要であると指摘をされております。

法案を審議された決議の中においても、「過疎地域の市町村が非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知すること」と求められていることから、過疎対策の実効性を高めるため、新たな過疎法においては市町村計画の記載事項として「目標」及び「達成状況の評価」が追加されるとともに、持続的発展方針についても前計画の方針から現状を踏まえ、「移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成」、「地域における情報化」、「再生可能エネルギーの利用の促進」に関する項目が新設をされております。

また、市町村計画の策定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を経て定めることとなっておりますが、同法の規定によりあらかじめ県に協議しなければならないため、既に協議を行い、了承を得ておりますことを御報告いたします。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第8 議案第37号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第37号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第37号です。

工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、令和2年度林道施設災害復旧事業、林道千頭嶺線災害復旧工事（令和2年7月梅雨前線豪雨災害）の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本案につきましては、令和2年12月18日、令和2年第4回議会定例会により契約締結の議決を受けた事業について、現場の状況により施工内容の一部を変更する必要が生じたため、契約金額を69万3,000円減額し、変更後契約金額7,773万7,000円に変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第38号 令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第38号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第38号です。

令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,930万円としたいものであります。

第2表の地方債の補正につきましては、臨時財政対策債について、発行限度額が確定したことを受け、起債限度額を変更するものであります。

今回の補正は新型コロナワクチン接種事業に係る事業費の更正や、参議院議員補欠選挙に伴う選挙経費の追加、グループホーム居住環境整備補助金の新設、地盤沈下が発覚した尾呂久保飲水の配水池を移転するための地質調査と測量設計費の追加、文沢三ヶ倉治山工事に伴う測量設計費の追加等に加え、事業実施が困難となった中・高生海外研修業務の減額が主なものになっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第39号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会  
計補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第39号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第39号です。

令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,427万4,000円としたいものであります。

今回の補正は、前年度中に交付を受けた国県補助金の精算による返還金が確定をしたことに伴い、必要額を計上するものであります。

また、歳入におきましては追加交付決定のあった支払基金や県負担金、決定した前年度繰越金を増額し、町の基金からの繰入金を減額する更正を行っているところであります。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第40号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会  
計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第40号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第40号です。

令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,448万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,676万円としたいものであります。

今回の補正は、維持管理費における修繕費の追加、先般の大雨等による災害復旧費としての修繕費の追加のほか、6月議会で承認いただいた7月期の使用料免除において、第1号補正で見込んだ減収幅を超えた部分の使用料減額とその分の繰入金増額、確定した前年度繰越金を追加し、その分を積立金として追加するといった更正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 認定第 1 号 令和 2 年度川根本町一般会計歳入歳出決算  
認定について

◎日程第 1 3 認定第 2 号 令和 2 年度川根本町国民健康保険事業特別  
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 4 認定第 3 号 令和 2 年度川根本町後期高齢者医療事業特  
別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 5 認定第 4 号 令和 2 年度川根本町介護保険事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 6 認定第 5 号 令和 2 年度川根本町簡易水道事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 7 認定第 6 号 令和 2 年度川根本町訪問看護事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

◎日程第 1 8 認定第 7 号 令和 2 年度川根本町いやしの里診療所事業  
特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、認定第 1 号、令和 2 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認  
定についてから、日程第18、認定第 7 号、令和 2 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会  
計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者、藪下和英君。

○会計管理者（藪下和英君） それでは、認定第 1 号から認定第 7 号まで一括して御説明いた  
します。

本件は、地方自治法第233条第 3 項の規定により、令和 2 年度川根本町一般会計並びに各  
特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

各会計決算の主な概要につきまして申し上げますが、決算額は1,000円単位とし、決算額  
の増減と伸び率の数値を前年度との比較で御説明させていただきます。

初めに、認定第 1 号、令和 2 年度川根本町一般会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書の一般 1 ページ、2 ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款町税は、収入済額12億9,330万円で、前年度対比マイナス812万8,000円、0.6%の減と  
なっております。町民税のうち個人町民税は納税義務者の減少等による減収、法人町民税は  
事業者の増益及び受注増加による増収、固定資産税につきましては現年課税分及び滞納繰越

分はほぼ前年度と横ばいではありますが、長島ダムなどの国有資産等市町村交付金及び納付金の対象資産の減価による減収となっております。不納欠損額は573万4,000円、収入未済額は1,474万4,000円です。

2款地方譲与税は、収入済額8,842万9,000円で、前年度対比2,549万9,000円、40.5%の増となっております。森林環境譲与税の増によるものであります。

7款地方消費税交付金は、収入済額1億5,954万8,000円で、前年度対比2,906万6,000円、22.3%の増となっております。

10款地方交付税は、収入済額25億5,984万3,000円で、前年度対比1億3,172万6,000円、5.4%の増となっております。これは、普通交付税の算定費目におきまして、小規模自治体に有利な費目が新たに創設されたことにより、普通交付税が増となったものであり、前年度対比1億1,638万6,000円、5.4%の増となっております。特別交付税につきましては、前年度対比1,534万円、5.2%の増となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額844万1,000円で前年度対比マイナス636万9,000円、43.0%の減となっております。これは、主に幼児教育・保育の無償化に伴う保育所保育料の減によるものであります。

13款使用料及び手数料は7,608万3,000円で、前年度対比マイナス639万1,000円、7.7%の減となっております。収入未済額は512万円です。

14款国庫支出金は、収入済額11億1,726万円で、前年度対比9億2,006万1,000円、466.6%の大幅な増となっております。これは主に、特別定額給付金事業費交付金や地方創生推進交付金、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増による総務費国庫補助金の増、ワクチン接種体制確保事業費補助金等の増による衛生費国庫補助金の増、防災・安全社会資本整備交付金の増に伴う土木費国庫交付金の増、消防施設整備費補助金の増に伴う消防費国庫補助金の増によるものであります。

15款県支出金は、収入済額12億5,530万3,000円で、前年度対比8億9,625万3,000円、249.6%の大幅な増となっております。これは主に、繰越明許事業であります産地パワーアップ事業費補助金の増による農林水産業費県補助金の増、感染症拡大防止協力金事業交付金の増による商工費県補助金の増、林道施設災害復旧費補助金の増による災害復旧費県補助金の増などによるものであります。

16款財産収入は、収入済額7,483万円で、前年度対比4,731万7,000円、172.0%の大幅な増となっております。これは、主に地域振興基金における債券運用収入があったことにより、利子及び配当金が増となったものであります。

17款寄附金は、収入済額2,288万2,000円で、前年度対比131万2,000円、6.1%の増となっております。これは、一般寄附金の増によるものであります。

18款繰入金は、収入済額4,987万8,000円で、前年度対比マイナス1億324万1,000円、67.4%の減となっております。これは、主に財政調整基金や地域振興基金の基金繰入金の減

によるものであります。

19款繰越金は、収入済額 2 億150万9,000円で、前年度対比マイナス3,274万1,000円、14.0%の減となっております。

20款諸収入は、収入済額 1 億7,452万1,000円で、前年度対比982万1,000円、6.0%の増となっております。増額となりました主なものにつきましては、高度情報基盤設備に係る通信設備利用料等1,316万1,000円、同じく高度情報基盤設備の被災施設修繕料に係る建物共済給付金1,990万5,000円、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金1,496万円、公共施設ユニバーサルデザイン化助成金308万円でございます。収入未済額は179万5,000円です。

21款町債は、収入済額 3 億2,455万7,000円で、前年度対比マイナス5,988万6,000円、15.6%の減となっております。これは、商工債や土木債などの減によるものであります。

歳入総額は74億2,667万3,000円で、前年度対比18億3,457万3,000円、32.8%の増、不納欠損額は573万4,000円、収入未済額は2,166万円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書一般 3 ページ、4 ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

1 款議会費は、支出済額6,920万6,000円で、前年度対比マイナス158万9,000円、2.2%の減となっております。

2 款総務費は、支出済額16億6,878万6,000円で、前年度対比 7 億6,398万7,000円、84.8%の大幅な増となっております。これは、主に特別定額給付金事業費、基金管理費、ダム水源地域振興費、情報政策費の増によるものであります。

3 款民生費は、支出済額11億5,296万円で、前年度対比2,875万6,000円、2.6%の増となっております。これは、主に子育て支援対策費及び児童措置費の増によるものであります。

4 款衛生費は、支出済額 5 億291万8,000円で、前年度対比80万4,000円、0.2%の増となっております。これは、主に新型コロナワクチン接種体制確保事業費の増による予防費の増、そして一般廃棄物処理委託料等の増に伴い、じんかい処理費が増となっておりますが、前年度におきましてエックス線骨密度測定装置や拡大内視鏡装置などの医療機器整備事業の一部が完了したことによる地域医療推進費の減などにより、ほぼ横ばいとなっております。

6 款農林水産業費は、支出済額13億1,554万8,000円で、前年度対比 9 億632万6,000円、221.5%の増で、うち農業費は主に産地パワーアップ事業補助金等の増により前年度対比 8 億7,515万9,000円、499.7%の大幅な増、林業費につきましては、主に森林環境譲与税事業の増により前年度対比3,116万6,000円、13.3%の増となっております。

7 款商工費は、支出済額 3 億5,507万4,000円で、前年度対比3,586万2,000円、11.2%の増となっております。これは、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でありますプレミアム付商品券事業、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金などの増による商工業振興費の増、また、ウッドハウ



スおろくぼ運営費及びもりのくに運営費における工事請負費の増などによるものです。

8款土木費は、支出済額2億8,038万9,000円で、前年度対比マイナス5,079万1,000円、15.3%の減となっております。これは、主に前年度におきまして、準用河川島沢川排水ポンプ設備改修工事などが完了したことに伴う河川改良費の減によるものです。

9款消防費は、支出済額2億9,903万4,000円で、前年度対比2,919万5,000円、10.8%の増となっております。これは、主に地区耐震性貯水槽の設置に伴う消防施設費の増や、地区非常電源設備改修に伴う災害対策費の増によるものであります。

10款教育費は、支出済額7億2,595万4,000円で、前年度対比マイナス3,766万4,000円、4.9%の減となっております。これは、主に中学生・高校生海外研修業務委託料の減に伴う教育諸費の減、スクールバス校外活動運行管理業委託料の減、及び前年度におきまして、スクールバス地名線の更新が完了したことに伴う通学バス等運営費の減によるものであります。

11款災害復旧費は、支出済額8,928万円で、前年度対比3,383万4,000円、61.0%の増となっております。これは、主に林道寸又線災害復旧工事及び林道千頭嶺線災害復旧工事などの林道施設災害復旧事業費の増によるものであります。

12款公債費は、支出済額5億9,070万4,000円で、前年度対比マイナス4,761万8,000円、7.5%の減となっております。

歳出総額は70億5,167万4,000円で、前年度対比16億6,108万2,000円、30.8%の増、翌年度繰越額は繰越明許費が3億3,868万6,000円、不用額は3億7,932万6,000円です。

歳入歳出差引額は3億7,499万9,000円でございます。

次に、特別会計の決算の概要について御説明いたします。

最初に、認定第2号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書国保1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額1億2,055万9,000円で、前年度対比マイナス607万1,000円、4.8%の減となっております。不納欠損額は32万1,000円、収入未済額は404万8,000円です。

3款県支出金は、収入済額6億3,495万6,000円、前年度対比2,970万円、4.9%の増となっております。保険給付費等交付金です。

5款繰入金は、収入済額7,512万6,000円で、前年度対比164万1,000円、2.2%の増となっております。一般会計及び基金からの繰入金です。

6款繰越金は、収入済額2,153万5,000円で、前年度対比マイナス682万4,000円、24.1%の減となっております。

8款国庫支出金は、収入済額99万7,000円です。前年度対比マイナス254万1,000円、71.8%の減となっております。国民健康保険災害等臨時特例補助金です。

歳入総額は8億5,550万2,000円で、前年度対比1,361万9,000円、1.6%の増、不納欠損額は32万1,000円、収入未済額は404万8,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書国保2ページを御覧ください。  
歳出の主なものを申し上げます。

2款保険給付費は、支出済額6億807万2,000円で、前年度対比2,566万8,000円、4.4%の増となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額1億9,317万3,000円で、前年度対比マイナス287万4,000円、1.5%の減となっております。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金です。

5款保健事業費は、支出済額1,212万8,000円で、前年度対比341万8,000円、39.2%の増となっております。特定健康診査等事業費及び保健事業費です。

歳出総額は8億4,438万8,000円で、前年度対比2,404万円、2.9%の増、不用額は3,868万4,000円です。

歳入歳出差引額は1,111万4,000円でございます。

次に、認定第3号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書後期高齢者医療1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額9,568万1,000円で、前年度対比259万7,000円、2.8%の増となっております。不納欠損額は24万5,000円、収入未済額は19万7,000円です。

3款繰入金は、収入済額3,287万1,000円で、前年度対比111万6,000円、3.5%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は1億2,893万4,000円で、前年度対比355万6,000円、2.8%の増となっております。不納欠損額は24万5,000円、収入未済額19万7,000円でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書後期高齢者医療2ページを御覧ください。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億2,857万9,000円で、前年度対比362万5,000円、2.9%の増となっております。

歳出総額は1億2,875万円で、前年度対比358万3,000円、2.9%の増、不用額が554万3,000円です。

歳入歳出差引額は18万4,000円でございます。

次に、認定第4号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。  
歳入から御説明いたします。決算書介護1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款保険料は、収入済額 2 億517万5,000円で、前年度対比マイナス711万8,000円、3.4%の減となっております。不納欠損額は21万3,000円、収入未済額は108万6,000円です。

3 款国庫支出金は、収入済額 3 億5,099万9,000円で、前年度対比1,227万9,000円、3.6%の増となっております。

4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億2,105万円で、前年度対比マイナス380万9,000円、1.2%の減となっております。

5 款県支出金は、収入済額 1 億7,967万円で、前年度対比マイナス189万4,000円、1.0%の減となっております。

7 款繰入金は、収入済額 2 億383万9,000円で、前年度対比762万8,000円、3.9%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

歳入総額は12億7,451万円で、前年度対比マイナス547万7,000円、0.4%の減、不納欠損額は21万3,000円、収入未済額は108万6,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書介護 2 ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款保険給付費は、支出済額11億7,103万4,000円で、前年度対比1,215万3,000円、1.0%の増となっております。

5 款地域支援事業費は、支出済額4,701万6,000円で、前年度対比504万8,000円、12.0%の増となっております。

7 款諸支出金は、支出済額812万円で前年度対比マイナス289万7,000円、35.7%の減となっております。これは、主に令和元年度介護給付費及び地域支援事業費に係る実績に基づく国県支出金等返還金の減によるものです。

歳出総額は12億6,439万4,000円で、前年度対比マイナス195万円、0.2%の減、不用額は6,269万8,000円です。

歳入歳出差引額は1,011万6,000円でございます。

次に、認定第 5 号、令和 2 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書簡水 1 ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億356万8,000円で、前年度対比54万8,000円、0.5%の増となっております。収入未済額は938万6,000円です。

4 款繰入金は、収入済額5,352万円で、前年度対比20万4,000円、0.4%の増となっております。一般会計からの繰入金です。

7 款町債は、収入済額7,200万円で、前年度対比マイナス7,660万円、51.5%の減となっております。これは、主に前年度におきまして、本川根南部簡易水道新小長井第 2 配水池新設工事等が完了したことに伴い、簡易水道建設費に係る過疎対策事業債及び簡易水道事業債の減によるものであります。

歳入総額は2億4,174万円で、前年度対比マイナス6,864万円、22.1%の減、収入未済額は938万6,000円です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書簡水2ページを御覧ください。  
歳出の主なものを申し上げます。

2款水道事業費は、支出済額1億4,208万円で、前年度対比マイナス6,620万8,000円、31.8%の減となっております。これは、主に前年度におきまして本川根南部簡易水道新小長井第2配水池新設工事等が完了したことに伴う水道建設費の減によるものであります。

4款公債費は、支出済額6,236万2,000円、前年度対比マイナス665万6,000円、9.6%の減となっております。

歳出総額は2億3,073万円で、前年度対比マイナス7,037万9,000円、23.4%の減、不用額は3,554万円です。

歳入歳出差引額は1,101万円でございます。

次に、認定第6号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入から御説明いたします。決算書訪問看護1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款サービス収入は、収入済額1,255万4,000円です。前年度対比290万9,000円、30.2%の増となっております。介護給付費収入、予防給付費収入、医療給付費収入、利用者負担金収入です。

2款繰入金は、収入済額480万円で、前年度対比マイナス340万円、41.5%の減となっております。一般会計からの繰入金です。

5款国庫支出金は、収入済額66万6,000円です。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金です。

歳入総額は1,821万1,000円で、前年度対比8万1,000円、0.4%の増です。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書訪問看護2ページを御覧ください。  
歳出の主なものを申し上げます。

1款サービス事業費は、支出済額1,809万8,000円で、前年度対比15万7,000円、0.9%の増となっております。

歳出総額は1,809万8,000円で、前年度対比15万7,000円、0.9%の増、不用額は287万円です。

歳入歳出差引額は11万3,000円でございます。

次に、認定第7号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入から御説明いたします。決算書診療所1ページを御覧ください。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款診療収入は、収入済額5,290万4,000円で、前年度対比マイナス729万4,000円、12.1%

の減となっております。

3款繰入金は、収入済額510万円で、前年度対比380万円、292.3%の大幅な増となっております。一般会計からの繰入金です。

6款県支出金は、収入済額100万円です。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金です。

歳入総額は5,947万4,000円で、前年度対比マイナス268万7,000円、4.3%の減となっております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書診療所2ページを御覧ください。

1款総務費は、支出済額4,635万6,000円で、前年度対比マイナス109万7,000円、2.3%の減となっております。

2款医業費は、支出済額1,302万円で、前年度対比マイナス160万8,000円、11.0%の減となっております。

歳出総額は5,937万6,000円で、前年度対比マイナス270万5,000円、4.4%の減、不用額は700万2,000円です。

歳入歳出差引額は9万8,000円でございます。

以上、認定第1号から認定第7号まで、決算の概要につきまして御説明いたしました。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、換気上、1時間たちますので、10時10分から再開といたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和2年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 令和2年度一般会計及び特別会計の決算審査を7月20日から29日の間の5日間、関係課長及び担当者の出席を求め、中田監査委員と慎重に行いました。

お手元の決算審査意見書83ページを御覧いただきたいと思います。

総括。

歳入。

令和2年度の町税は12億9,300万円で、前年比800万円減少いたしました。一方、主たる財源である地方交付税は25億6,000万円で、前年比1億3,200万円増加、歳入の34.5%を占めて

おります。直近の国勢調査では人口が大きく減少したこともあり、今後は地方交付税の減少が予測されます。

基金の取崩しは4,800万円、前年比1億500万円減少しております。2年度において、基金残高は増加しましたが、今後はより厳しい財政運営が予測されます。

町税の収納率は98.4%で、使用料も高い収納率であります。町税は12億9,300万円で、前年より800万円減少しました。固定資産税の減が大きい、先ほども説明がありましたが、国有資産等市町村交付金の減少が大きいものであります。また、これについては今後も減少をしていきます。

令和2年度の収入未済額は、一般会計で2,166万円、特別会計実質1,471万6,000円、全体では3,637万6,000円で、前年比1,089万5,000円減少しております。これは、不納欠損処理もありますが、税務室を中心とした担当者の努力を大きく評価したいと思っております。

不納欠損処理額は、一般会計で573万4,000円、国保会計32万1,000円、後期高齢者医療会計24万5,000円、介護保険会計21万3,000円、合計で651万3,000円で前年比367万6,000円増加しております。

滞納者の中には、長期滞納、高額化、低所得、転出、死亡、相続放棄等があり、担当者は御苦労されております。徴収は大変な業務であります。今後も回収に努力をしていただきたいと思います。

ただ、債権管理者は必ず滞納者全員に年1回以上、督促状を送るのが原則であるが、多くの担当者が実施をしておりません。これについては、厳しく徹底を求めたいと思います。

債権には時効があるので、滞納者との面談を積極的に行い、分納誓約や一部入金等による債務承認で時効の中断を常に意識し、回収に御努力願いたいと思います。

また、私債権は滞納者から時効の援用の申立てがなければ債権はいつまでも消滅しません。長期にわたり債権管理が必要となるので、町としての対応もこれも今後検討をしていただきたいと思います。

町債は、一般会計で3億2,500万円の起債がありました。前年比6,000万円減少しましたが、公債費の償還が多いので、公債費の借入残高につきましては2億4,900万円減少しております。また、特別会計の簡水で、見落としもあります。7,200万円の起債をし、元金償還が5,500万円であり、残高は1,700万円増加し合計で6億3,200万円であります。今後、企業会計の導入があるので、特に留意していただきたいと思います。

歳出につきましてです。

全体的に見ると、事業の必要性や契約金額、委託料、指定管理料の積算根拠、妥当性が明確ではありません。担当者個々が経費削減の意識を高めるように御努力を願いたいと思います。

一般会計の今年度歳出総額は70億5,200万円で、前年比16億6,100万円増加いたしました。これは、新型コロナウイルスの対策経費や、産地パワーアップ事業補助金繰越明許の事業が

あり増加したものであります。財源は全て国、県からの支出金や交付金であり、町負担はありません。

令和2年度はコロナの対策の事業や備品調達など、例年と違った取組が多く、財源は国から等の交付金で対応し、自主財源の支出はほとんどありませんでした。また、コロナ禍のため事業が実施できなかったこともあり、経費支出の抑制にもつながりましたが、各担当者は国から等の指示で御苦勞されたことを推察いたします。コロナの収束は見通しがつかず今後も大変であります、町民のため頑張っていたきたいと思います。

今年度、翌年度繰越明許額は3億3,900万円であります。うち高度無線環境整備推進事業費補助金が半分近くの1億6,500万円に上がっております。この事業は国庫補助事業が次年度に繰り越されたものであるためであります。これを含め多くの事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充てられる見込みであります。急を要する事業も多いので、年度内早期の完了に努めていただきたいと思います。

今後ますます増大する行政需要、収束が見えない新型コロナウイルス対応や多様化する町民ニーズに対応するため、職員全員が常に住民目線で、特に強く言いたい、住民目線で各課連携を密にして行政推進を図っていただきたいと思います。

なお、事業実施に当たり、これからも国、県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、歳入の安定を図っていただきたいと思います。

総合的な意見として、全部で7項目ほど意見を述べさせていただきます。

まず①が、令和2年度は主たる自主財源である町税等は前年比1億円減少し、主たる依存財源である地方交付税は前年比1億3,200万円増加いたしました。一方、義務的経費については8,200万円の増加、物件費は1億9,200万円減少しております。今後も経費の圧縮に努めていただきたいと思います。

実質単年度収支は、黒字の1億7,500万円で、平成27年から5年続いた赤字から脱出しました。過去5年間の赤字額は11億7,600万円と大きく、急激な改善は厳しいと思われまので、各事業の精査・見直しを行って、黒字化を継続していただきたいと思います。

2番目に、今年度も不納欠損処理が一般会計で573万4,000円、国保会計で32万円1,000円、後期高齢者医療会計で24万5,000円、介護保険会計で21万3,000円の、合計651万3,000円、前年比367万6,000円増加しております。滞納額の回収は図られており、担当者の努力は評価いたしますが、今後、不納欠損処理が発生しないよう、早期回収に努力していただきたいと思います。

また、今までにも監査時において、担当者へ滞納者全員への督促、面談等を実行するように何回も指導をしておりますが、対応は見られておりません。これでは回収は図られませんので、厳しい対応をお願いしたいと思います。特に私債権は時効の援用が主張されない限り債権は消滅しないので、債権管理、徴収を徹底していただきたいと思います。

ただ、学校給食につきましては、担当者が令和2年度において滞納者全員に通知をしてい

いただきました。結果、平成15年から30年度くらいまでの間の滞納額が一部入金されたということで、実施が上がったわけです。このように対応をすれば必ず成果が上がるという実績を学校給食ではされたということが非常によかったなと思っております。

3番目に、今年度の町債の発行額は3億2,500万円で、前年比6,000万円減少し、公債費支出は5億9,100万円、うち利子が1,800万円を含んで、前年より4,700万円減少しました。残高は50億7,200万円で、前年比2億4,800万円減少している。残高については年々減少し、改善はされてきております。

今後、町債の発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見ながら、有効かつ適切な運用を期することとしていただきたいと思います。

基金については、当初予算では7億1,800万円の取崩し予定で懸念はしておりましたが、結果的には林業関係基金の4,800万円となりました。一方、基金残高は6,700万円増加しております。予算編成時には明確な財源が確定しないため基金繰入金で対応されているが、基金の減少は今後の財政を圧迫するので、留意をしていただきたいと思います。

4番目に、行政改革推進委員会の開催が1年間に一度、3月25日の開催、経費は4万円と少額の支出であった。本当に行政改革を図るためには一度だけでは効果を上げない。これは形骸化しているようにも思われます。川根本町が今後取り組むべき重要な委員会である。頻度を上げ、他の委員会との連携や改革の成果を、年度ごとに明確にされたいと思います。また、予算も大きく取っていただきたいと思います。

5番目に、桑野山貯木場には土地の取得、製材機械の取得、トイレ新築等、複数年にわたって多額の経費を支出しておりますが、昨年10月から作業員が不在となり、確保の見通しは立っておりません。今は停止状態であります。所期の目的は何であったのか、川根本町として将来を見据えた方針を明確にすべきであると思っております。

6番目に、財政健全化について、実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率は発生しておりません。実質公債費比率は1.9%で、前年比1.3ポイント改善されております。この比率は、過去3年間の平均値であり、令和2年度単年度で見ると1%と低下し、大きく改善されております。

特に注視するのは、将来負担比率である。比率は発生しておりませんが、将来負担額は67億4,500万円、前年比2億6,600万円減、充当可能財源は72億9,400万円で、前年比3億2,200万円の減で、将来負担額、充当可能財源ともに減少し、充当可能財源の余力は5億4,900万円上回っており、現在においては問題ありませんが、余力は毎年減少しているので十分留意をしていただきたいと思います。

7番目に、行政執行に当たっては、町民ニーズに沿った事業展開を図り、特に意識を持って取組が弱い公的施設、遊休資産の見直し、活用、処分、事務の改善、合理化、効率化を積極的に進めると同時に、経常経費の節減に努めること、また職員の費用対効果を意識した行動や事業費の積算根拠、妥当性を確認し、各事業実施後の精査、確認を徹底していただきました。



いと思います。

今後、本町は歳入減や人口減少、少子高齢化も進み、歳出では義務的経費、人件費、扶助費、公債費等、物件費等は増加することが予想されます。常に人件費コストを意識し、各事業経費の圧縮、行政事務処理の効率化、各施設の在り方等、さらなる行政改革を含め、事業精査、効果測定を必ず実施し、身の丈に合った財政運営を求めるところであります。

令和2年度の一般会計は、コロナ禍での予算執行で増加しましたが、経済の低迷等、厳しい状況下にあることを申し添えて、監査報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の決算書を御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第7号まで、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

-----◇-----

◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は9月13日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き決算特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行ってください。

委員会終了後に、全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

ありがとうございました。

散会 午前10時33分

## 令和3年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和3年9月13日(月)午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 議案第37号訂正の件
- 日程第 2 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第33号 川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第34号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)
- 日程第 6 議案第36号 川根本町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 7 議案第37号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第38号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第39号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第40号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	坂本 政 司 君	6番	野口 直 次 君
7番	中澤 莊 也 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	中野 暉 君	12番	藺田 靖 邦 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	山下 齊 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	鈴木 浩 之 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	北原 徳 博 君	建 設 課 長	風間 一 章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕 文 君	教育総務課長	森下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和 英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克 彦	書 記	鈴木 洋 子
--------	--------	-----	--------

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます

---

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月1日本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和2年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

また、9月2日、6日、7日には、決算特別委員会で各課の決算審査が行われました。

明日も委員会が予定されておりますので、委員の皆様には、引き続きよろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 議案第37号訂正の件

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、議案第37号訂正の件を議題とします。

町長から議案第37号訂正の理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

- 町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

冒頭から訂正ということで大変申し訳ありませんが、議案の訂正の説明をさせていただきます。

ただいま、お許しをいただきましたので、議案訂正の説明をさせていただきます。

本議会初日でありました、去る9月1日に上程をさせていただきました議案第37号です。

工事請負契約の変更契約の締結についての議案を訂正をしたいので、川根本町議会会議規則第20条の規定により申出をするものであります。議案訂正申出書につきましては、別紙のとおりでございます。

訂正の内容であります。請負業者の住所地に係る事項の表記に誤りがあり、正しい住所に訂正をするものであります。

以上、よろしく議案の訂正について御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号訂正の件を許可することに決定しました。

訂正後の議案を配付します。

（議案配付）



## ◎日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第3 議案第33号 川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報  
発行条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第33号、川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、川根本町長及び川根本町議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第34号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第34号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第34号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町接岨峡温泉休憩施設)

○議長(藺田靖邦君) 日程第5、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町接岨峡温泉休憩施設)は、原案のとおり可決されました。



---

◇

◎日程第6 議案第36号 川根本町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第36号、川根本町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、川根本町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第7 議案第37号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第37号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第38号 令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第38号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第39号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計  
補正予算（第1号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第39号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第40号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第40号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



#### ◎散 会

○議長（藺田靖邦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月21日午前9時に開会し、一般質問、認定第1号から認定第7号に対する決算特別委員会委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時16分

## 令和3年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和3年9月21日(火)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認定第 1号 令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第12 広報委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中澤	莊也	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	中野	暉	君	12番	藺田	靖邦	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君		
教育長	山下	斉	君	総務課長	野崎郁徳	君	
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	鈴木	浩之	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	北原	徳博	君	建設課長	風間	一章	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野	克彦	書記	鈴木	洋子
--------	----	----	----	----	----

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（藺田靖邦君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（藺田靖邦君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は9月13日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。  
9月13日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。  
議会広報委員会の皆様には、「議会だより速報版」の作成を行っていただきました。  
14日には決算特別委員会を開催し、現地調査、委員会の採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 一般質問

- 議長（藺田靖邦君） 日程第1、一般質問を行います。  
通告制により通告された質問者は、中澤莊也君、中原緑君であります。順番に発言を許します。  
再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式とします。  
なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。  
7番、中澤莊也君、発言を許します。7番、中澤莊也君。  
○7番（中澤莊也君） 7番、中澤莊也です。  
改めまして、皆様、おはようございます。

質問を行う前に、任期満了に伴い退任されます鈴木町長に対し、お礼の言葉と感謝の言葉を述べさせていただきたいと思えます。

「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の具現化に向けて、少子超高齢化の流れの中で、様々な課題、問題を抱える川根本町のかじ取り役として、8年間、長きにわたり町長という重責を担われました。鈴木町長、本当にお疲れさまでした。これからも優れた見識と豊かな行政経験に基づいて、適切な御支援、御助言を賜るようお願い申し上げます。

9月18日には、JR東海と流域の首長の懇談会があり、町長がその中で、「豊かな自然はずっと守っていく必要がある」、まさに町長が掲げられた「千年の学校」の理念であるというふうに思いますし、井川閑蔵線の問題についても提起をされております。井川閑蔵線が2車線の道路になるのは、念願の川根本町民の夢であるし、希望であります。あの道路が開設されれば、観光の発展、経済の発展につながるというふうに考えております。私たちもできるだけ努力をしてまいりますので、また町長のほうも御提言をよろしくお願いします。

最後に、くれぐれも健康には御留意され、重たい肩の荷を下ろされ、心身ともにリフレッシュされてお過ごしくださいますよう、本当にお疲れさまでした。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

質問事項は、人工透析患者等への支援についてということで4点、普通河川の維持管理についてということで2点の質問を行います。

最初に、人工透析患者等への支援についてということで、質問の要旨に基づいて4点の質問を行います。

1点目は、腎臓疾患による障害者手帳保持者の数、うち人工透析治療を受けられている方々の状況等を伺うものであります。

2点目は、平成28年の特定健診では、受診者40歳から74歳の880人のうち、腎機能障害の腎機能の数値の悪い方で、そのまま放置すれば人工透析治療が必要となると診断された方が45名という、令和2年3月定例会の報告がございました。その後の特定健診において、このような診断を受けられた方々は何名であり、増える傾向にあるのか、それとも町の取り組まれている糖尿病予防や減塩食等の生活の健康教育の成果により、減少傾向にあるのかを伺います。

3点目は、平成29年に地域包括センターの職員が任意で行ったという調査を、再度町として実施、その結果を公式資料としてまとめ今後の施策に反映させる考えはないか、伺うものです。

4点目は、透析患者等の聞き取り調査の結果、透析患者等の多くが町内での透析治療を望んでおります。令和2年3月議会で高齢者福祉課長が、医師の確保やランニングコストの面で現状は断念しているというように答えられておりますが、人工透析センターの建設について、広域での建設、県の医療計画等を踏まえて、町の考えを伺うものです。



次に、普通河川の維持管理についてということで、2点の質問を行います。

1点目は、川根本町河川条例第2条第2項により、用水路は普通河川として指定されております。この条例により、普通河川においては多くの禁止事項や許可事項が定められており、普通河川の流水を占有する等の行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないというふうに定められております。このことから、用水等の機能の維持管理の責任は町にあると考えられます。そこで、現在周辺の地権者等が行っているのり面の草刈り作業等を、町の予算の中で行う考えはないかということをお伺いします。

2点目は、用水路のしゅんせつ作業に係る経費の予算化というふうなことを環境整備事業の中で考えられないかを伺うものです。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。よろしくお祈りします。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、中澤議員から御質問がございました。お答えをさせていただきます。

まず、冒頭で私のこれまでの実績ということの高い評価をいただきましたけれども、決して私個人で対応したものでございませぬ。特に、議員の皆様方には日頃から御指導いただいております、その反映が多少でもできたかなということを感じているところでございませぬ。

冒頭で褒められたものですから、なかなか自分の気持ちが、最後だという気持ちだけは変わりませぬけれども、本当にお世話になったことを覚えているところでございませぬ。本当に御指導ありがとうございました。

その中で、最後の答弁になるわけですけれども、中澤議員の質問に対しましてお答えをさせていただきますというふうに思っています。

中澤議員からは人工透析の話でございませぬ。この質問は、以前にも質問していただきましたけれども、改めて考え方を述べさせていただきますというふうに思っています。

通院によります透析治療は2日に1回程度の通院が必要であり、非常に多くの時間と費用が生じますとともに、体力も消耗することを承知をしているところであります。

当町には現在15人の、通院による透析治療を受けている町民がおられ、この方々、日々の生活を思えば、人工透析センターが近くにあるにこしたことはないというふうに考えるところであります。

しかしながら、前回の質問の際にも答弁しておりますけれども、現状では、人的、あるいはインシヤルコスト及びランニングコストの点で、大変厳しい状況であるというふうに考えているところであります。

これらのことを踏まえ、今、当町が行うべきこととして、新たな人工透析治療が必要な方を増やさないうえ、健康福祉課、高齢者福祉課を中心に予防事業を積極的に取り組んでいる

ところであります。

昨年度からは、高齢者の保健と介護の一体化事業により、対応を強化をしているところであります。

また、人工透析患者に対しましては、これまでも実施しているとおり、外出支援サービス及び通院費補助の対応も行っているところであります。

なお、実情等に関しましては、後ほど担当課長より補足の答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、河川の維持に関する質問がございました。

御承知のことと思えますけれども、河川には1級河川、2級河川、準用河川、普通河川という種別があり、それぞれ管理者が異なります。1級河川は国、2級河川は県、準用河川、普通河川は市町となっており、基本的な河川維持管理につきましては、それぞれの河川の状況を見極めながら、河川としての機能維持に必要な対応を行っているところであります。

御質問の、のり面の草刈り作業等を町の予算の中で行う考えはないかということでございます。今申し上げたとおり、町が担うべき部分は、河川が河川として基本的な機能を維持できるよう対応することであり、当然のり面の草刈り等が河川機能維持に必要な場合は、町が行うべきであるというふうに考えているところであります。

一方、町内の多くの自治会において、自分たちが暮らす地域にある河川環境を自らが整備し、生活環境整備を推進しようとする河川愛護思想に基づき、河川環境の美化を図るための河川愛護事業を展開していただいておりますことに、この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいというところでございます。この自治会が取り組まれている河川環境美化作業においては、それぞれの地区において河川の大小やのり面の有無等、状況や作業環境が異なる中、それぞれの状況に合った作業を行っていただいております。地域住民の高齢化等、年々自治会を取り巻く状況も厳しくなる中で、様々な御苦勞をなさっていることも伺っております。

今後も、自治会が地域愛として取り組む河川環境美化作業への継続的支援に加え、町が担うべき河川維持管理業務について、それぞれの河川の状況をよく確認し、必要な箇所について適切な対応をしていくよう取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の各自治会が行っている環境美化作業への支援拡充に関する質問につきましては、担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、先ほどのリニアの関係でもございましたけれども、これは後ほどの質問者の答弁にお答えをさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） それでは、まず数字の面での回答でございます。

人工透析を受けられている町民、その人数ですけれども、役場で把握している人数としましては24人、このうち通院により治療されている方、15人でございます。

今後、必ずしも人工透析治療が必要となる可能性があるという形ではありませんけれども、

注目している数字データとしまして、その傾向を見る数字としまして、国保データベースで腎機能が低下していると判定された方の人数、これで今承知をしております。具体には「eGFR」という数値で表示されます。日本語では推算糸球体濾過値というものです。つまり、腎臓の機能を表す数値でありまして、この数値が50以下の方の数字を、ややそういう傾向があるよということ承知をするわけでありまして、平成29年度が110人、30年度132人、令和元年度129人、令和2年度183人となっております。

それぞれの年度において受検する方、その人数、異なりますし、我々としては検診を受検する方の勧奨も行っておりますので、一概には言えないわけですが、その割合については増加傾向にあるというふうに読み取っております。

これらの中から、特にリスクが高いというふうに判定をして、それらの方に対して介護保険事業の一般介護予防事業で対応しております。健康づくり友の会でメインテーマに今しているわけございまして、腎臓をメインテーマにしているということで、対象者数ですが、令和2年度が22人、令和3年度が23人ということでございます。

そして、3番目の質問の聞き取り調査についてでございますけれども、腎臓の関係につきましては対象者の方が特定をされます。ですので、通常の業務の中でほぼ把握ができるということございまして、特にそれぞれの方々の状況、事情、そのほかの病歴の関係もございまして、ケースごとの対応ということを中心しております。必要なことにつきましては、担当課、あるいは隣の課と情報共有しながらケース対応をしていくという方針でございます。全体の傾向も重要視し、なおケースについても重要視しているという対応をしているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 自治会が行っている環境美化作業への支援の拡充についての御質問でございますが、現在、河川愛護事業費補助金としまして、自治会ごとに均等割額1万円に加え、河川愛護事業に要する経費を予算の範囲内で支給しております。

自治会が取り組んでいただける活動は河川愛護思想に基づいた取組でありますので、今後も限りある予算でありますので、予算の範囲内で支援していきたいと考えます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） まず、町長の答弁の中で、増やさないような予防事業を一体化事業として行っているという御回答がございましたが、一体化事業についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 一体化事業とは、現在、税務住民課、高齢者福祉課、健康福祉課の3課で、合同で取り組んでいる事業であります。

特に国保の関係、あるいは後期高齢者医療の関係をベースに、町民の健康面、それから介

護の面、それを医療を中心に、福祉というよりは医療をベースに取り組むといったようなイメージの事業でございます。

中心となっているのは、保健師、あるいは管理栄養士、こういった医療職、専門職の職員が中心となり、それぞれの傾向、あるいは個別、そういったことに対して予防を中心に組み組んでいるという次第でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、取組の内容、分かりました。

国保の関係ということでもありますので、こういう事業をやることによって国保の安定的な運営が図られるということが大きな狙いなのか、それとも予防によって患者数がこれ以上増えない、それも含めての取組だと思いますが、その辺についてもう一度伺います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 医療費の面も極めて大事な話ではございます。しかしながら、まずもって町民の健康につきましては、予防という観点が極めて重要。それは医療費の面もさることながら、それぞれの生活の根幹となるのは、それぞれの方の健康であるということでもあります。

その後の対応としましては、介護事業があつたり、医療機関での治療であつたりということになりますので、それはそれぞれ切り離して考えるものではありませんけれども、まずもって予防に重点的に取り組むという方向性でございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 先ほどの町長の答弁の中で、外出支援サービスを行って、通院費等の補助事業もあるわけですが、その外出支援サービス事業は、一昨年から大鉄アドバンスに特化されて、シルバーの運営はなくなったわけですが、効率を重んじるということで大鉄アドバンス1社にしたというふうなことを聞いております。

外出支援サービスで出かけられた場合、外出支援サービスが透析患者が治療を終わるまで待っていてはくださらないというふうに思いますが、外出支援サービスって多分2時間だけ待たれるのか、その辺の少し確認を。その人たちがもし行った場合は自分で戻ってくるということを選択せねばならないと思います。その辺についてはまだ家族の負担というもの大きいのではないかというふうに思いますので、この外出支援サービスの充実という面も含めてお答えを願います。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、すみません、外出支援サービスについてお答えをさせていただきます。

外出支援サービス、御承知のとおり、島田への直行便をつくりまして相乗りを推奨をしております。ただ、人工透析を受けられた方につきましては、透析が4時間ぐらいかかるということ、それから終わった後のお疲れの具合というのが非常に顕著に見られますので、相乗

りの対象を外しております。つまり、個々の対応にさせていただいているということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） もう一度伺いますけれども、4時間ぐらいかかって疲れもひどいということでもあります。その間、この人たち、人工透析をやられている方たちだけ送迎されるということなんですが、その4時間という間の時間というのは、外出支援のサービスの中で、治療が終わるまでそこに待機していただくのか、そこら辺を確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ございません、それにつきましては、個々の対応、その日の出車の状況等もごございますので、4時間そこに待っている場合もあれば、ほかの方の送迎で次の車が迎えに行くということも正直ございますので、それは運用の中で賄っております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 再度確認します。

外出支援でそういう形で個々の対応ということなんですが、もし外出支援が他の患者さんをほかの医療機関に輸送せねばならないような場合については、帰りの車というのは家族等が手配をするという考え方でよろしいのか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） すみません、私の言い方がうまく伝わってないみたいなんですが、基本的には透析の方は透析のみの対応になります。なので、ほかの方を、要は例えば足をけがされた方、眼科に行かれる方、そういう方と一緒に乗ることは考えていません。あくまでも透析は透析です。だから、ほかの患者さんを待っていただいて、病院に疲れた状態でお待たせすることのないように個別の対応をしているということです。単独事業になっております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） かなり外出支援においても非常に患者の負担というのがあるというふうに捉えておりますが、現在、島田眼科さんが車を実際に自宅から診療所までというか、病院まで連れて行って帰日も送ってくださるというサービスをされていると思うんですが、そういう形で病院との委託契約というふうなことが考えられるのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 当町と任意の医療機関での送迎の請負、あるいは受託というものは想定してございません。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 私は、課長が想定されていないという答弁をされましたが、今後検討される内容であるというふうに捉えておりますので、医療の充実という面、患者の負担軽減という面からも、そういうことを検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、透析センターの建設ということで、なかなかランニングコスト、人的な確保の面から難しいという答弁がございました。私は、先ほどの最初の質問の中で、広域的な面も含めてということで質問させていただきましたし、県の医療体制というんですか、県の医療計画というものが多分出ていると思いますが、人工透析センターの位置づけというものが分かる範囲でお答えを願いたいということと、広域的な建設が可能であるかどうかということについても伺いたいと思います。

まず、広域的に建設することというのは可能であるのか、今後検討していくという考えがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） まず、静岡県には現在、第8次静岡県保健医療計画というものがございます。その下に二次保健医療圏というものがありまして、具体には志太榛原になるわけですが、その計画もございます。その中で、人工透析の治療について志太榛原地域の自己完結率というのが出ております。その数値は93.4%となっております。

地域の医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議というものがあります。関係者の調整が行われて、その構想の実現が可能かどうかというのが検討されます。これは当事者だけの話ではございませんで、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院、医療保険者、市町などで構成されている調整会議であります。その直接的な利害関係、あるいは間接的な利害関係の調整が行われて、地域医療協議会、あるいは県全体の医療審議会に諮られて計画が進んでいくということでもあります。

広域連携により公的に新しく医療機関を創設するためには、関係市町の調整に加えて医療圏域及び県単位での調整が必要となるという認識でいるところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、県の中で自己完結率が93.4%ということは、人工透析をされている患者さんに対してそれだけ充足しているという捉え方でよろしいのか、確認をさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 県単位での完結率ではなくて、申し訳ありません、志太榛原圏域の単位であります。ですので、透析の患者さんは各自で医療機関を選定しますので、医療圏域内で完結している方だけではなく、例えば静岡市内、あるいは浜松のほう、あるいは

中東遠にも医療機関ありますので、そういったところへ通っておられる方がいるんだろなということでございます。ですので、それが充足しているのか、充足していないかというのは、この数字では判定しづらいというふうには考えられます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 広域的な建設についての考え方を伺います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 本年の5月に島田市民病院が島田市立総合医療センターに新設されました。現在の島田市民病院には、透析センターという名前だったかちょっと記憶がありませんけれども、24床のいわゆる透析センターがございます。今現在もかつての市民病院の2階の部分で運営をされています。それが9月の末、もうすぐですね、かつての救急センターがあったところ、あそこが人工透析センターというふうになるということで、ベッド数が24床から30床に拡大をするということを聞いております。

また、これは非公式なのかもしれませんが、将来的には36床に拡大をするという形であるというふうに聞いておりますので、これを広域的と言うかどうかは別としまして、近隣の市において、我々川根本町民が最も多く通っている島田市立総合医療センターに人工透析センターが増強されるという状況であるということで、お答えをさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） この24床というのではもう満床というんですか、いっぱいだと思うんですが、その辺の状況を少し説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） すみません、ちょっと私、目が悪くて、原稿読み間違えました、24ではありませんで、21でありました。大変失礼いたしました。21床であります。

この数が充足しているかどうかということでもありますけれども、人工透析センター、市民病院、総合医療センターで使っているのは、入院患者も使っております。それから、外来患者も使っております。これが充足しているかどうかということについては、その病院の運営でありますし、また島田市内にはもう1軒、中原クリニックというところも人工透析をやっておられます。ですので、今現在の状況がどうのこうのというのは少し承知をしておらず、その時々状況に応じて人が増えたり減ったりするんだろなというふうに想像はしております。

ただ、明らかに21床を30床に、30床を36床にという計画があるということは、そういうことなんだろなというふうに推測はできると思います。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 人工透析患者の治療の関係のことで、先ほど少し聞き落としたことがありますので、再度確認をさせてもらいたいと思いますが、人工透析をされている方が24人いて、通院が15人という答弁がございましたが、あとの9人というのは自宅で人工透析の治

療というものを行っているのか、それともどのような形で治療をされているのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） その24人と15人の差でありますけれども、まず自宅で透析を行っておられる方、多分当町にはいないと思っておりますけれども、腹膜透析という非常に高度な技術を自宅に持ち込んで環境を整えて行う人がおられます。また、入院で透析治療を行っている方もおられますので、その差であるというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 先ほどの透析患者の推移の中で、腎機能の悪い方、eGFRですか、その50以下の方が年々増えている傾向にあるわけですが、これは特定健診をやられた人数等にもよると思いますが、この増加傾向にあるということをごどのように捉えていて、多分、予防事業に力を入れられているという説明もございましたが、この傾向について、町はどのように考えられていて、今後どのような対応をされていこうとしているのか、伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） やはり当町、人口少ないわけですから、例えば健診結果の伝達、あるいは医療機関での受診、そういったことで個別対応というのがかなり可能だし、実際にやっている。そういった中でeGFRが低いという方が増えている。この状況というのは、まず一つは受診勧奨により今まで受診してなかった方が受診をしているんだろうなということが推測されます。これも推測の範囲内でありまして、このeGFR以外にも、例えば糖尿病の関係、糖尿病から腎機能の低下に至るということは最も高い関連性がありますので、そういったこと、全体を見ながら対応をしていく。まず一つが、今状況がない方への普及、啓発活動、これで予防をまずやると。しかしながら、体の調子が悪くなる方、当然おりますので、そういった段階でハイリスクへの対応をする。先ほど説明した前者については、「ポピュレーションアプローチ」という言葉を使います。後者については、ある特定の方に絞って対応しますのでハイリスクアプローチという、そういった2つの対応方法になります。なおかつ、さらに症状が出ている方についてはケース対応、この3段階で対応していくということになります。

そういった意味で、当町、医療専門職がベテランそろっておりますので、この技能を發揮していただきながら、実際にそれぞれの方ごとに対応していきますけれども、具体には医療機関での診断、診察、そこから総合病院へ行くというような形、あるいは行かなくてもいい形、いやしの里診療所の遠隔診療、そういった様々なことが想定されますので、一概には申し上げられませんが、今言ったポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ、ケース対応、そういったことで対応していく、このような方針であります。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。



○7番（中澤莊也君） そのケースごとというんですか、個別に状況に応じて丁寧な対応をされているということがはっきり分かりました。

今後、川根本町においては、人口が今65歳以上が50%を超えて、まさに超高齢化の先端を行く町でありますし、こういう方たちが増える傾向にあるというふうに考えられます。行政のほうでは予防に努められ、こういう患者が少なくなることにより国保の安定化も図られますので、御尽力を願いたいというふうに思います。

次に、河川のことについて、普通河川の維持管理ということで伺わせていただきたいと思います。答弁の中で町の担うべき役割という言葉がございましたが、河川において、河川がその機能を果たすような形で河川の管理をしていくという考え方でよろしいのかと思いますが、この辺についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 機能維持ということですが、河川に支障を起こす場合を考えております。河川に土砂が堆積したり、また草等があり、そこで河川が流れる機能を果たせないというようなことに対して、無理な場合には、町がそこで土砂を排除したり、草等、木等の除去を行うというようなことで考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 先ほど、この質問をさせていただきましたが、これは具体的には私はほかの地区の用水とか、河川の管理の様子が分かりませんので、地名用水のことについて触れさせていただくわけですが、地名用水があつて、これは明治に開かれたものであつて、大切なものであります。

地域の人たちは、田んぼ作っている方たちは、そののり面に生える草を、昔は肥料の代わりに畑に入れていたわけですから、自主的にそののり面の作業をされていて、それを畑に肥料の代わりに入れていたという経緯がございますが、現在高齢化の流れの中で、私たちが田んぼの管理をやっているわけですが、あぜを刈るとするのは非常に危険が伴うわけですから、そういうことで、地元の人たちも何とかしてほしいという声が上がっております。ですので、普通河川の管理者の責任で私はやる必要があるというふうに考えますが、再度その辺について伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 地名土地改良区ということでいいますと、まずこちらに受益者がおられます。そういうことで、草刈り等は受益者管理でお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 先ほど課長が用水に例えれば、流水の問題、草をそこに捨てたり、土がたまったりするのを防ぐというのが町の役割だというお話がありましたが、条例の中で禁

止事項というのがあって、いろいろ書いてありますが、まずこれ確認なんですけれども、のり面の草を周りの地権者が刈るというのは、こういう禁止事項とか許可事項には入っていないかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（藺田靖邦君） 少し調べますか。どうですか。少し調べて回答するということにしますか。

○建設課長（風間一章君） はい。

○議長（藺田靖邦君） ここで暫時休憩といたします。

時間は9時55分再開といたしますので、しばらくお待ちください。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時55分

○議長（藺田靖邦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 申し訳ございませんでした。受益者の行うものに対し、許可事項というものはないと考えます。また、草刈り等行う場合には、建設課のほうに一報いただければと思います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 普通河川について、最後の質問をさせていただきます。

環境整備事業でやられておられ、町の予算の中で補助をしていただいているということに感謝申し上げますが、やはり高齢化の中で、80歳以上の方たちが水路の中に入って泥を上げる作業というのを今もやっているのが実情でありますので、しゅんせつ作業にかかった経費については、町の予算の中で全額見ていただければありがたいわけですが、もしそれが無理であるようでしたら、環境整備事業の支援の拡大という面も含めて、2分の1もしくは3分の1の補助というものを今後検討していただきたいと思います。

その辺についてお考えを伺って、最後の質問とさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） まず、河川愛護事業でございますが、これは先ほど町長が答弁いたしましたように、自分たちが暮らす地域における河川環境を自ら整備し、生活環境整備を進めようとする河川愛護思想に基づき、河川環境の美化を図るための河川愛護事業というものと考えております。

その中で、今議員がおっしゃられましたとおり、各自治会ごと、河川の大小やのり面の、またそれこそ高齢化等があります。その辺につきましては、各自治会の皆様とまた協力し、

またその辺は話し合いを行い、できる限り予算内ということで対応等考えていきたいと思  
います。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 7番、中澤莊也君。

○7番（中澤莊也君） 今、課長のほうから前向きな答弁をしていただいで感謝申し上げます。

これを持ちまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、中原緑君、発言を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1番、中原緑です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている町内の個人事業主の方や会社関係の方、町内の方々へお見舞い申し上げます。また、川根本町医療関係者の方々には、ワクチン接種等では大変御尽力いただいでいることに感謝申し上げます。

さて、本日は大きく3つの項目を質問させていただきます。

1番目は、この8年間、川根本町のかじ取りをされてきた町長が、町長就任された当時の熱い思いと願い、そして今日に至るまで、様々な局面において鋭い感性と豊富な経験をもって決断と実践をされてきたことの成果を伺います。

2番目の質問は、少子化対策についてです。

今や日本の喫緊の課題、少子化は、出生率に示されるように歯止めがかからない状況であります。川根本町におきましては、若者層の人口流出に伴い、少子高齢化などの大きな課題に直面しています。以前に一般質問でも申し上げたと思いますが、川根本町の平成23年時から令和2年時までの10年間の子供の出生数は毎年減少し続けており、平成23年、1年間で当時40人生まれています。そして、令和元年時には14人まで減少しました。

川根本町は全体の人口が年間200人ほど減少していますので、人口1,000人当たりの出生数の割合でお示ししますと、平成23年は4.86人、平成27年は2.39人に、令和元年は2.1人まで落ち込みました。参考までに全国平均は、23年は8.28人、27年は8.01人、令和元年は4.96人でした。いずれも人口1,000人に対する出生数です。

少子化による町の将来への影響は、一番先に教育で、保育園、幼稚園の園児数はもちろん、小・中学校の生徒数に直結していきます。また、高齢化社会により自治区の維持問題、つま

り集落がなくなる。気がつけば町として存続不能に及ぶかもしれません。消滅する町にならないためにも、今ここで少なくとも10年先を見据えた少子化対策プラン、目標、それに対応するための思い切った施策が必要ではないでしょうか。

そこで、現在町が実施している少子化対策はどのような施策なのか、施策の内容について伺います。

次の要旨に移ります。

子供を産み、育てやすい環境を整えるための子育て支援事業計画を策定し、大胆で思い切った施策により出生数が増加に転じた町があります。この町は、以前一般質問で御案内したことのある町で、島根県にある山口県との県境の山に囲まれた人口5,900人の町、吉賀町です。平成17年に2つの町が合併してできた町です。平成23年当時の吉賀町の人口は6,888人、出生数28人で、人口1,000人に対する割合は4.1人でした。それから10年後の令和2年の人口は5,936人、出生数38人で、人口1,000人に対する割合は6.33人に増加しています。

それに対して、先ほど申し上げたとおり、川根本町は約10年間で4.8人から2.1人に落ち込む中で、戦略的に対策をしてきた吉賀町は、町の人口は減少していても、出生数の割合は人口1,000人に対して4.1人から6.33人に増えていました。吉賀町では、吉賀町子ども子育て支援事業計画があり、基本理念、安心して子供を生み、親子が明るく伸び伸び育ち、生きることと喜びを感じるまちづくりに基づき基本方針がつけられ、そして施策の方向性、推進施策や具体的な施策を打ち出しているのが特徴です。

一部を紹介すると、子どもが生き生きと心豊かに育つまちづくりにおける施策では、地域における子育て支援、子育て費用負担軽減の取組として、保育料完全無料、学校給食費、放課後児童クラブの利用、付随するおやつ代の無料化を実施しています。給食費については、段階的に保護者負担を軽減して、数年かけて無料化に至ったようです。また、休日保育や保護者が急な用事や私的利用等により子供を預けたいときでも、一時預かりのサービスができる私立保育所が運営されています。これらの施策は多子世帯への支援にも対応しており、2人目、3人目の出産、育児を物心両面で応援しています。

そこで、川根本町との施策の違い、子育て支援策の比較から分かることは何か、伺います。

3番目は、川根本町教育ビジョンについてです。

平成27年度から川根本町教育ビジョンの運用が始まり、それから5年間、学校教育ビジョンは内容を毎年進化させながら学校の教育現場で定着してきたと思います。また、令和5年度から本川根地区において、小・中学校が一貫した教育課程で学ぶ義務教育学校がスタートするための準備が始まっています。そこで、令和3年度まで継続される学校教育ビジョンの成果と課題を踏まえ、学校の再編により川根本町学校教育ビジョンをどのように練り直していくのでしょうか。新学校教育ビジョンの方向性について伺います。

演壇からは以上です。

○議長（藺田靖邦君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴

木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中原議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、町長が2期8年を振り返って、どのような成果があったと思うかという御質問がございました。

私、実は8年前、大変町が混乱して厳しいというような中での当選ということで、それぞれの皆さんの協力がなければ対応はできないだろうというぐらい、厳しい環境であったということを痛切に感じているところでございます。そのときに私が申し上げましたのは、「また取り戻そう、絆」というキャッチフレーズで対応したことを覚えております。

それから4年たちまして、また選挙があったわけですが、そのときは無投票でした。そのときに私は何を目標にといいますと、礎をつくろうと。将来の川根本町のための礎をつくろうということで、それぞれ土台をどういう形にしたらいいかということで、試行錯誤をしたというような経緯があるわけでございます。

まず、その中で当然大事なことは、この町の将来像をどのような形で見据えるかということとは非常に当初から大変だったという中で、私は最初の当選したときに、8年前ですが、そのときに、今、「絆」という言葉を申し上げましたけれども、それは今までこの町には絆というのが非常に厳しい、強い絆があったということを思い起こさせなければならないという思いでした。

その中で、当時問題になりましたのは、皆さん御存じのとおり、高度情報基盤でございました。これは、当時はイエスかノーかという判断をしたようでございますけれども、私は将来を見据えた中では、当然ながら必要になるというような思いの中、また私の友人、知人からもいろんなアドバイスを受けまして、将来的にはそのような形になるから、今やるべきだというような御示唆をいただいたという経緯がございます。特に、もう光ファイバーを整備したところの首長さんは、劇的に町が変わりますよという言葉で、全国の大会等に行きますとそれぞれの皆さんから私自身がお聞きをしたという経緯がございまして、それがどちらかといいますと決心をする大きな要因であったというふうに考えておるところでございます。

それから、町へ帰りまして、いろいろ皆さんと話ししますと、やはり中途半端な考え方といますか、分からないということが非常に多かったという中で、私自身も肝を据えまして、そのような方向をするということで、地区の懇談会をやったというような経緯がございます。

幸い、それが進化をいたしまして、多くの議員の皆さんにもお世話になりました。また、町民の皆さんにもお世話になりました。また、国・県のそれぞれの皆さん、担当する皆さんにもお世話になりました。それで、ようやく今、光ファイバーのほうを整備をされたというような形になったということで、それが運よくいいましょうか、偶然でございましてけれども、コロナの対応時にどのような形でそれが有効に使われたかというのは、今、具体的に説明する必要ありませんけれども、皆さんのおかげでこのような形で、静岡県内におきましても大変進歩的な町であったというような評価をいただいたというようなことがございます。

そのような中で、最近ですとコロナの関係、これにつきましても、やはり絆が戻ったということは、ワクチンの接種におきましても、職員も含めましてでございますけれども、大変一生懸命対応していただいたおかげで、全国でも有数、また県下では一番の接種率を誇ったということで、多くの新聞報道等でも書かれておりました。これも、やはり町民との絆、それぞれの皆さんがワクチン接種に一緒に行くということで、集団接種がうまくいったというような思いでございます。これもICTのおかげかな、高度情報基盤を整備したおかげかなということも、痛切に感じているところであります。

そのような中で、先ほどリニアの関係のことは後ほど申し上げると申しましたけれども、確かにこの1週間のうちに2回ほど、いろんな形で新聞紙上に出ておりますけれども、これにつきましては、私が退任するということをそれぞれの流域の皆さんも承知の上で、何度かどのような思いでいるんだというようなことを聞きたいというようなことで、対応をさせていただいたという経緯がございますけれども、私自身は、この川根本町が大変多くの観光資源があると、また認められているということを考えたときに、どういうことかといいますと、やはりそれを感じるのには、下流の皆さんより地元に住んでいる我々が発信しなきゃいけないということで、環境のことを大いに口を大にして言っているところでございます。環境を守る、それをしない限りは川根本町の将来のビジョンが描けないというようなことがあるものですから、環境を大事にしてほしいというようなことを申し上げた。

それから、水問題につきましては、水の量も非常に大事でございますけれども、水の質も大事だということで、トンネルの土砂の積み置き場所、仮置場といいたいまいしょうか、それにおきましてもしっかりした対応をしていただかないと、下流の水質に影響するということも申し上げているところでございますし、また将来的に流域がどのような線と点で結ぶかということになりますと、当然ながら大井川の流域は一体となって対応することが必要ということになりますと、どうしても閑蔵線を2車線にさせていただいて井川まで抜ける、それで周遊するということが必要ではないかということも申し上げているところでございます。

特に、知事がよくおっしゃいます南アルプスエメラルドネックレス構想、これは山梨県、長野県も含めた広域の連携をするべきだというようなことで、皆さん御存じの早川の・町長とも再三、知事並びに私ども一体となって協議をしているというのが現状でございます。何とかそれも具体的に対応がなされるように、お力添えをお願いしたいということも申し上げているところでございます。

そのような中で、ICTの関係でいいますと、Zohoの関係、これも非常に大きなことであったなということを痛切に感じているところでございます。やはりそれに関連する世界の企業でございますので、日本の小さなといいたいまいしょうか、個人でやられているような皆さんも注目をして、こちらへ移住定住をしていただけるというようなことをなさっているのが今現在でございます。特に、まだコロナの関係でなかなか外出が厳しい状況ではございますけれども、いろんな問合せも非常に増えているということも承知しておるものですから、こ

れからの展開にも影響するのではないかというふうに考えているところであります。

それから、この川根本町は、南アルプスユネスコエコパークのみならず、日本で最も美しい村連合、並びに原生自然環境保全地域が本州唯一であるということ、また茶草場農法が世界農業遺産に指定をされている、また美しく品格がある邑連合にも登録をされている、COOL JAPAN AWARD2019年、これにも湖上駅が推奨をされている、また、一生に一度は渡ってみたいつり橋ということで、寸又峡の夢のつり橋が対応していただいているということで、大変多くの資産があるというような中では、やはり自然環境と共に生きていくことがこの町では重要ではないかというふうに思っているところでございます。

そのような中で地場の産業、特にお茶でございますけれども、今、地元の大変歴史、伝統を守っていただいております農家が何軒もございます。全国のお茶品評会では産地賞を取るほどの力、また献上茶もこれまでも何回か献上をしているというお茶園、また世界の銘茶大賞で相藤さんが大賞を、全世界の銘茶大賞をいただいたというようなことをお聞きしておりますし、大変すばらしい伝統を持っている茶農家が多いということ、これは当然ながら、これからも行政もしっかりと応援して対応することが重要というふうに考えております。

また一方、お茶の放棄茶園も非常に多いわけですが、その中でSOMAさんがこちらへ甜茶、抹茶の工場を開設をしていただいたということ、これにつきましても大変大きな投資をしていただきまして、川根本町から世界へ輸出をされる甜茶、抹茶が生産されるということは、今後の川根本町の茶業にとりましても大きな転換期になるのではないかというふうな期待を持っているところでございます。これも当然ながら、行政もしっかりと応援することが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

先ほど来、申し上げましたけれども、絆というもの、これにつきましては、よく新聞紙上に表れます選挙の投票率、これもほとんど毎年一番の投票率であるということ、これは町民の民度の高さという表現をする方が非常に多いわけですが、やはり意識が高い町民が多いということだけは間違いのないというふうなことが数字に出ているというふうに思っております。

まだまだいろいろございますけれども、川根高校のことを一つだけ申し上げておきたいと思います。川根高校も今現在、皆さん御存じのとおり、町内の生徒より町外といいたいまいしょうか、学区外の方のほうが多いというような現況でございます。あの当時、川根留学生の募集等をやらなかったらどうなっていたかなということを考えますと、やはり心寂しい思いがするわけでございます。あのとき思い切って対応したことがよかったのかなということが全町民に行き渡るように、これからももう少しPRをしなきゃいけないかなというふうに感じていることもございます。

いずれにしても、地元で子供が非常に少なくなっているというような中では、今県のほうでもいろいろな形で言うておりますけれども、小学校から里親制度で対応したらどうだというようなこと、これは早川町でもやっておりますけれども、全国で大変増えております。これは義務教育学校も含めて、小学校から寄宿舎を造り、高校まで一貫教育をするというよ

うなことも考えているようでございます。これらも、私は将来的には研究の課題かなと思っておりますので、小学校から高校ぐらいまでは一貫教育ができればどのような形になるか、やはり研究をする必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、今後大事にしなけりゃならないのは、大井川鐵道だというふうに思っております。特に今現在、非常にトーマスの関係で多くの観光客の皆さんがお見えになっております。しかしながら、この観光客も、トーマスがもしなかったらどうだろうということを時々考えます。私の家の前も、大変中部電力のほうからバスを降りたり、または自家用車で来た方が通られますけれども、非常に昨日あたりは多かったということで、これまでになかったような人出ではなかったかなというふうに考えております。これがまだコロナの関係が解除されてない中でこれだけ大勢来ているということは、もっともっと大井川鐵道と一体となって対応すれば、やはり地元にもっともっとお金が落ちるというような形もできるのではないかとこのように感じているところでございます。いずれにしましても、大変厳しい環境ではございますけれども、皆さんと一体となって対応することが重要であるというふうに考えております。

それから、福祉の関係でございます。これも先ほど来申し上げておりますけれども、コロナの関係を非常に適切な対応をしていただいて、医療従事者の皆さん方には心より敬意を表したいと思っておりますし、議員の皆さん、それから町の職員の皆さん、大変お疲れさまでしたと言葉をおかけしたいというふうに思っております。まだ終わっているわけではございませんけれども、これまでの経験から、このような形で進んでいけば、間違いなく完治できるだろうというふうに思っているところでございます。

町政を振り返りということではございましたけれども、この辺にさせていただきまして、もっとしゃべることたくさんあるものですから、恐縮でございますが、時間の関係でこのぐらいで終わらせていただきますけれども、次に少子化についても質問ございました。今説明のあった川根高校の関係等も含めると、少子化対策も当然していかなきゃいけないというふうに思っております。

この少子化対策につきましては、昨年の12月に続きましての質問でありますけれども、少子化対策を含む子育て支援については、川根本町総合計画における基本理念であります「魅力づくり 誰もが暮らしやすいまち」の中の子育て支援に位置づけており、その具現化として、令和2年3月に策定をいたしました第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画において、「豊かな自然に抱かれてかがやく未来～わくわくと 共に育てよう川根本町の子どもたち～」を基本理念として施策を展開しております。

なお、具体的な施策につきましては担当課長から説明をさせていただきたいと思っております。

出生率が増加をしている町の少子化対策との比較についてでございますけれども、各自治体との比較は、それぞれの自治体を取り巻く地域性や財政面など様々な特性があり、簡単に比較できるものではないと考えます。



過去、国が出生数や出生率の向上に関する事例集の作成に当たっての調査から、各自治体において様々な特徴があるものの、若い世代が安心して結婚し、子供を産み育てるための3つのポイントとして、「家庭・子育てと仕事を両立しやすい環境であること」、「経済的な安定が得られる就業・生活環境であること」、「その町が多くの人にとって住み続けたい、戻ってきたいと思える魅力や文化、環境、支え合いのコミュニティづくりによる安心感を持てる環境であること」が示されております。

これらの観点から、「各地域で、できる取組をパッケージ化し、多くの関係者間で共有し、推進することが重要であると考えられる」とまとめておるところであります。少子化対策に限らず、まちづくりにつきましては、地域の特性を生かした施策の展開や他自治体の事例等の研究により、住民サービスの維持向上を目指すことが重要であると考えております。

3点目の教育ビジョンに関する質問につきましては、教育長のほうから説明をし、答弁とさせていただきますというふうに思っております。

それから、最後になりましたけれども、実は私、8年前のチラシと4年前のチラシ持っています。これを見ましても、感じたことは、この男は何もうそがなかったなということでした。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 学校教育ビジョンに係る御質問にお答えいたします。

教育委員会では、平成27年度から5年間で実施した学校教育ビジョンの後継計画として、令和2年度から2年間の学校教育ビジョンを策定し、教育施策を推進しております。その中核となる取組は、R G授業の継続、I C T教育のさらなる推進、英語教育の充実などです。

昨年度のコロナ禍においては、県内の公立小・中学校に先駆けて、双方向オンライン授業を実施することができました。また、東京都東村山市立久米川東小との英語を活用したオンライン交流等の成果については、本年3月の定例会において町長が答弁させていただいております。

また、令和2年度のR G授業は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となってしまい、大変残念でありましたが、今年度においては文部科学省通知、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」にのっとり、県内の警戒レベル等を判断基準として実施しているところです。

特にI C Tを活用したR G授業により、児童・生徒の表現力やコミュニケーション力の向上が図られたことについては、児童・生徒の学習の成果物や自己評価などから、成果として認識しております。

一方、令和2年度に小学校で、また令和3年度に中学校で、全面実施された新学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、S o c i e t y 5.0と言われる近未来型の社会を生き抜くための資質・能力を児童・生徒に育むため、次世代教育を推進していくことが課題であると認識して

おり、このことについては、令和2年度内に実施した学校の在り方説明会でも、保護者や町民の皆様に説明申し上げてきました。具体的には、児童生徒の実態に応じて学習の内容や形態を工夫する、個別で最適な学びの実現や、コミュニティ・スクールを核とした、地域と一体となった義務教育学校の設置であります。

以上のような成果と課題を踏まえ、教育委員会では義務教育学校の設置を見据え、令和4年度からの新学校教育ビジョンの策定に向けて準備を進めているところであり、6月30日には、町内全教職員による義務教育学校再編プロジェクト全体会を、また7月30日には、保護者・地域住民の代表・全教職員によるワークショップを開催し、今後の川根本町の教育の在り方についての協議検討を行い、それらを基に2点、1点目は「夢に向かい、志を持って未来を切り拓く児童生徒」、2点目は「“関わり”を大切に、ふるさと川根本町を愛する児童生徒」の育成を、川根本町の教育が目指す将来の姿としたところであります。

今後の新学校教育ビジョンの策定に当たっては、このような児童・生徒の育成を目指し、自立と共生の理念に基づきコミュニティ・スクールを活用しながら、地域と学校の協働による学びを実現し、持続可能なまちづくりのため、子供の姿で地域に元気と活力を届けることができる教育が実現されるような取組を盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私からは、2点目の少子化及び子育て関係への施策について、説明をさせていただきます。

先ほど町長の答弁にありましたように、少子化対策については多方面からの施策を展開しております。本年度の関係事業につきましては、3月の当初予算上程の折に説明させていただいておりますが、乳幼児相談から始まる各種相談、子育て支援施設、保育園、放課後児童クラブ等の就業支援や、インフルエンザ予防接種の無料化などの生活環境サービス、また、一時金であります。結婚・出産祝い金及び今年度から創設しました結婚新生活支援事業などを進めているところでございます。全国には少子化対策の成功事例が多くあり、先ほど町長の答弁にもありましたように、多くの事例を参考に、本町に合った施策を見つけ出していくことが重要な点であると考えております。

また、国の全国事例調査においてのまとめとして、地域コミュニティがしっかりしていること、地域が一体となって子供を育てるという意識を持つことなどが指摘をされております。コロナワクチン接種において証明されましたように、本町は小さい町ということもあり、地域コミュニティが維持されているため、顔の分かる関係を生かしたサービスが展開できることが強みであると感じております。

施策の基本には、この町に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるために継続したサービスが必要であり、川根本町が持つ地域の温かみを生かした子育て支援、少子化対策を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 再質問を許します。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 1つ目の質問のところでございますけれども、4年前の町長の選挙公報掲載文を改めて見させていただきました。「町の共有財産を最大限に生かす施策を実行します。地場産業が元気になるまちづくり」の中には、奥大井の観光（観光客の利便性）とありました。実際、平成30年には、寸又峡上のトイレ及びイベント広場が整備され完成しております。令和元年度からは、大井川鐵道が寸又峡路線バス運行撤退するとなったときにも、町は町営バスとして運行を開始し、寸又峡の観光に影響しない、寸又峡の住民のためにも影響しないように対応していますから、奥大井の観光振興は公約どおり進んでおります。

しかしながら、観光業の状況は、コロナ禍ということもあり、状況は極めて厳しいです。町の地形として南北に長い状況ですので、奥大井、寸又峡への誘客が町全体の観光経済を豊かにすることは御存じかと思えます。そのメインは、今や温泉に代わって夢のつり橋。一生に一度は渡ってみたい橋、恋の願いがかなう橋は、コロナ禍においても人気スポットです。しかしながら、毎年のように起こる自然災害や、経年劣化による遊歩道等の損害・損傷は大きくなっております。

町は多くの予算をかけて、観光地、寸又峡の活性化、環境整備に力を入れてきました。また地元組合も、平成6年から寸又峡の自然を守る会が、ゲート入り口で入場者に対して自然環境を守り整備するための募金を呼びかけてきました。今後もつり橋を含めた周辺の環境維持のためには、資金はもっと必要になってくるでしょう。そこで入場を有料化する案が浮上しております。町長は有料化についてどのようなお考えでいらっしゃるのか、伺います。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 寸又峡の皆さんから、組合といいましょうか、陳情書をいただいております、要望書ですね。それは今言われたように、つり橋の関係についてのことが一番主だと思いますけれども、何とか有料で対応したいというようなことでございます。

これも、今までやっていた入場者にいただいているというものもございまして、何かちやんとした形で明文化しながら対応していかないと、協力を得られないじゃないかという懸念もあるものですから、慎重に対応しながら考えて、私は有料化でもいいというアンケートの皆さんが非常に多かったということも承知をしているものですから、そのような形で、一級の観光地は有料化すべきだというふうに前から言われておりますものですから、一級の観光地になるために、そのような有料化は、必要であれば当然対応するということになるというふうに考えております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、この具体的な策はこれからということで、将来的にはその方向性は有料化ということを考えていいということと、また今後地元と、それから町という取組の中で進んでいくという考えでいいでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡の有料化の御質問でございます。

先ほど町長答弁の中でありましたように、町としても有料化のほうを必要だということで進めてございます。これにつきましては、寸又峡の資源調査の報告の一つにもフェーズとして上げておまして、以前も御質問の中でお答えしておりますが、遊歩道整備、また安全対策とかつり橋の維持管理、環境美化対策を進めていくための一つの手段と考えております。

ただ、有料化につきましてはいろいろな課題があると思います。有料化に伴う徴収方法、また関係機関との調整、それから地元の調整、それから受け皿となる組織づくりもこれから必要になってきます。そのような関係で、関係団体また地元、町と進めていきながらいきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 慎重にやっていただいて、時間はかかると思うんですけども、大体1年後ぐらいを想定しておいたらいいんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 特に何年頃というのはこの場では申し上げられませんが、やはり先ほど言いましたように、調整の期間が必要になります。そのような関係で進めていながら、有料化に向けて進めていくことが必要かなと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 今のつり橋の状況、コロナ禍でも結構お客さん来ているものですから、入場料徴収の調整に時間がかかっていると、観光地の大きな損失となることも推測しますので、進めていくタイムスケジュールをなるべくきちっとやっていただいて、有料化を慎重にかつスピーディーにという、矛盾しておりますけれども、どうかそこら辺の気持ちも酌んでいただいて、地元とうまくやっていただきたいというのが願いでございます。

別の質問、させてもらっても。

○議長（藺田靖邦君） 町長からの所管の中からの質問だと思いますが、少し通告と違うような気がしますので、その辺を注意して質問してください。1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほどの少子化対策のところでお答えいただいた、地域でパッケージ化するという文言がありましたけれども、具体的にはどういうことを示しますでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほどの地域のパッケージ化してというのは、国のほうの調査の一つの提案で、地域コミュニティを生かした、例えば先ほどおっしゃった預かり業務とか、考えられるのはそういうようなことだと思います。ただ、それをやるには、かなり住民の方の協力とか共助というんですかね、そういうことで、あくまで先ほど国のほうの調査で見ますと、行政ばかりでなくて、成功している例については、やはり地域ぐるみで一体とな

った子育て、地域で育てるといような意識が大切であるといようなことを示されており  
ます。そういう中で、生涯学習講座もそうですし、いろんところで地域として一体となる  
ということパッケージ化といふうに表現していることと思ひます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、根本的なところを確認したいのですけれども、一向にいろい  
ろな対策をしている中でも出生数が増えていかない、減少していくという状況に対して、この  
町にとってそれはとても重大なことかどうか、どのように捉えているか、今さらなんですけ  
れども伺ひます。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 大変難しい質問でございますので、答えられるか分かりませ  
んけれども、やはり各市町、先ほど言った先進事例のところでもありますように、本町でも行  
っているよな、いろん様々似たよな事業がございます。じゃ、何が足りないかとい  
うと、ちょっとそこら辺を分析といふのがまだ至っていないんですけれども、例えば一番は、  
子育ての支援体制といふのが一番大切なのかなといふうに思ひます。あと、やはり若者が  
過ごしやすいいところと併せまして、子供を産んでいただける若者に来ていただくとい  
うのも大切なんですけれども、即効的には、例えば先ほど町長が言ひましたように、里山留学で  
ないんですけれども、親子留学的なことも少しずつ、親子で子供連れの方に数年でも住んで  
いただいて、気に入っていただければ継続するといふよなことも、今後大切かなといふ  
うに考へております。

ちょっと答えになつているか分かりませんけれども、以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） エコティで何か10月にもうお試しの里山留学、山村留学でしたかをさ  
れるといふことでホームページに載つておりましたけれども、お試しのほうは成功して、そ  
れが実施されていることをとても期待していきます。

別件なんですけれども、保育料において、以前もこれ質問したことなんですけれども、多  
子世帯の保育料の減免において所得制限がありますよね。それはどうい理由からなんでし  
ょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 保育料につきましては、国の制度にそのまま準じて対応して  
おります。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、どうしても国の基準に対応しなくても、そこはよくて、その基  
準といふのはどこにあるんでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） まず、国の法律に基づいております。それを町の保育所運営

委員会で諮って、町の保育料については決めております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 分かりました。運営委員会のほうでまた議題になって、そこで条例が変わっていくということに理解したんですけども、現在保育料が3歳以上無料になっているわけですけども、女性が仕事と子育てを両立するためには保育所は必要で、子供が多かった時代とは違って、少子化の中で2人目、3人目を産んでくださる女性に対して、また育てている家族に対して、保育料は減免していくということを考えていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） なかなか難しい問題だというふうに思っております、中原議員の御質問は、平成15年に制定された少子化社会対策基本法あたりに基づいた今日の議論なのかなというふうに思っております。それができてから17年が経過をしております。

その中で、少子化問題につきましては、基本法にも書かれておりますけれども、個人的な問題ではあるけれども、社会的な問題があるということ。その中で支援とか対策としては、直接的な対策と、間接的な対策があるだろうということ。で、出生数の増加、今言われたような2人目、3人目とかという話になってくると、直接的な対策と間接的な対策がある中で、直接的な、割と分かりやすい、目に見えた対策を求めておられるのだろうなというふうに思っております。

その中で、一つの在り方として保育料をもう少し引き下げたらどうだろうかということでもありますけれども、この点につきましては、町財政全体的なことも踏まえて検討していくことになるだろうというふうに考えます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） では、所得額の限度を高くしていくということも、調整していくということも、お考えがないわけではないということで理解いたしました。

ということは、今、具体的なんですけれども、保育料を減免した場合に、町の負担はどれくらいになるかという試算はされたことはありますか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） そのパターンにもよりますけれども、現在の保育料の徴収額でありますので、試算するまでもないというふうに思っております。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 多子世帯とか兄弟が増えるメリットについて幾つかあると思いますが、やはり町の子供たちの人数というのが、この兄弟が増えることによって家族そのものが豊かになるというか、将来的にね、そんなことも考えるんですけども、幾つかあると思いますが、町ではどんなメリットを考えますか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） これも少子化社会対策基本法にも書かれておりますけれども、その前文に、基本法でも珍しくこういうことが書いてあります。「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」という前提であります。そういった意味で、その個人あるいは夫婦、家庭、様々な事情があると思います。例えば幸せな結婚をしても、家庭の事情で子供をもうけられない場合もあるかもしれません。様々なことがある。家庭の経済的に余裕がなくても、たくさん子供が欲しいというふうに考える方もおられる。これに対して町はどうかということでありまして、町としてその点に対してこうだというような方針なり回答は、持ち合わせてないというのが実情であります。

ただ、多子世帯に対しては、国の制度も含めてそれなりの対応はしているところでありますので、現時点では、子供のいない方、あるいは1人の子供をお持ちの方、2人目、3人目、4人目、5人目、6人目の方、そういった対応がそれなりにはできているというふうに思っております。

同時にひとり親の方もおられますので、そういった方の対応も、別の制度ではありますけれども、しているところでございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 以前の質問の答弁の中で、町の子育て支援は大変充実している、お褒めの言葉を委員会で言われたとのこと。確かに充実している部分もありますが、実際には急な用事で子供を預けたいときにどこも頼るところがなかった、他市町にあるファミリーサポートの制度がなく、ファミリーサポートはさっきの地域サポートみたいな形かもしれませんが、ファミリーサポートの制度がなく残念だ、また、移住後、出産し子育てしているが、子育て支援の条件がよくないので町を出ようと考えていたなどの声を聞きます。また、町長と語る会でも、何か粉ミルクが買えなくて困ったという母親の切なる訴えもありましたよね。また、あんなに一生懸命アンケートに答えて書いたのに、私の声はどうなったのかしらという声もあります。そういったことは町に対してちょっと不信感を抱いている感じがありますけれども、町にはそういった声は届いているのでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） さきにおっしゃったお褒めの言葉というのは、先ほど答弁にもありましたように、顔が見えるサービスということで、これは先ほど言ったワクチンもそうですけれども、やはり小さい町で対応できる、顔が見えるサービスということのお褒めということ。です。

これにつきましては、新しいサービスをやるのはいいんですけれども、それにかまけて今ある素晴らしいサービスをないがしろにするということではなくて、それを継続するにもかなりの人材、財源もかかるということで、今やっているサービスは維持したいというような意味でございます。

また、先ほど町長と語る会の御意見もありましたけれども、その後ちょうど商店の方にも

聞いたんですけれども、置いてないことはないということでございます。ただ、声が届いてないことでなくて、そういう意見もありますよということで、そういう面では商工会とも話をしてですね、ただ、例えばそれに対応すべきとして自助で、例えば子育て支援施設のグループのお母さん方のLINEで組んで助け合いとか、そういうことも考えられますし、まずは行政もやることは限りがございますので、その辺は役割分担というところで考えさせていただくことが、今のサービスの持続、また新しいサービスへの財源確保というふうになるのかと思います。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 少子化対策をこの町もたくさん事業化されているのですけれども、担当課は企画があり健康福祉課がありと、担当課をまたぐのですけれども、結婚から出産、子育て、入学、進学等までを一貫してサポートするとなると、どうしても切れ目、隙間が生まれやすいのではないかと案じます。ですから、横の連携が大切と思いますが、対応はどのようにされているでしょうか。

○議長（藺田靖邦君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 横の対応、大きな町だと、やはりしっかりとした組織的な対応というのが必要なのかなというふうに思いますけれども、ほぼ我が町の場合は、この庁舎と総合支所、教育委員会の話でありますので、そんなに意識するようなこともないのかなというふうに思ったりはします。

ただ、国の制度としまして、子育て世代包括支援センターという制度があります。それに対して令和2年1月からスタートをしておりますけれども、現在のところ、今までの事業、あるいは今までの業務を踏襲した形で進んでいて、当町においてはさほど支障はないというふうに踏んでおります。

高齢者が包括支援センターで一貫したサービスを考えているのと同じように、子育てに関しても、子づくりから18歳ぐらいまでの間の支援については包括で行っていくという方向性でございます。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 流れとしては、一貫して健康福祉課さんが対応するのは理解できるんですけれども、やはりいろんな課がどうしても関わってのサービスになりますから、例えば教育委員会もそうですし、それから空き家なんかということになると、家の問題なんかということも少子化で関わってくる可能性もあるので、そうしたら企画になったりとか、どうしても課をまたぐというのは必然だと思いますので、そこら辺をうまく連携してお願いしたいなと思いました。

あと、教育のほうに移っての質問ですけれども、子供は町の宝、その宝を教育していただく教員の方々が共有するアクションプログラムが、学校教育ビジョンと聞きました。学校教育ビジョンの内容は、他市町にない川根本町の独自の重点施策のようです。そこで、川根本



町学校教育ビジョンの策定の背景と概要、また取組状況について質問します。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

学校教育ビジョンの策定に当たりましては、小規模校のメリットの最大化、小規模校のデメリットの最小化をするための工夫を考え、川根本町ならではの教育を推進するためのビジョンとして策定をさせていただいております。

内容的には、将来の社会的自立に向けたキャリア教育の実施、学校間連携、いわゆるR G授業の実施、I C T教育の推進、川根本町型問題解決学習の日常化、スクールバスを駆使しての合同行事の実施などに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） ありがとうございます。

来年度、令和4年度には中学校区でコミュニティ・スクールが始まります。地域が学校の教育活動に協力する新しい取組と聞き、町民からはまだなじみがない言葉であり、地域が学校運営に協力できる場が確立されるためには、地域として責任もありますが、協力できる喜びがあり、地域活性につながる希望があります。そこで、コミュニティ・スクールは学校教育ビジョンにおいてどのように位置づけされていくのでしょうか。地域の人もその教育ビジョンを理解して参加できるようなプログラムになればと思いますが、併せて伺います。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、中原議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度からスタートさせるため、現在準備を進めているコミュニティ・スクールですが、学校運営協議会と地域学校共同本部が連携をし、学校運営に地域の方々に参画をいただくためのものとなっており、新たな学校教育ビジョンの大きな柱になるものと考えております。具体的な内容や地域の方々に参画をいただく方法等につきましては、今後準備を進めていく中で紹介をさせていただきますので、議員におかれましても御協力と御支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 先ほど教育長の答弁の中に、7月30日に行われました教諭と保護者、そして地域の方々のワークショップの報告がありましたけれども、実は私そこにおりまして、大変有意義だったものですから、重要と思いました。

今、学校と、それから保護者というかP T Aという活動が、コロナであんまりできてないんじゃないのかなという感じがいたします。地域ももちろん入っていきませんし。コミュニティ・スクールにも関わってくるんですけども、こういった先生の本音を聞き出せる、先生は近いところにいるという感じがすごくしたものですから、またこういったことを計画的

に開催していただきたいなと思うのですけれども、計画などはどのように進めていく予定でございましょうか。

○議長（藺田靖邦君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 質問にお答えをさせていただきますが、具体的に今からこれをいつやるよというのは計画はございませんが、学校運営におきましては各学校長の裁量によって対応させていただいておりますので、その学校長の判断により、必要があれば対応させていただきますし、それにつきましてはいろいろな面において保護者の方からも意見を聞いており、学校運営を進めておりますので、その中で対応させていただければと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 私、そこにたまたま参加させていただいた経緯があるのですけれども、先生方は地元の方もいらっしゃるけれども、町外の方がほとんどだと思うんですね。そういった方々がやっぱりこの町のことを愛してくれるとか、ということはこの子供たちも一緒に含めて愛して教育してくれるという、すごく印象がありました。

その先生方が、10年後にどんな町になっていたらいいかなという課題だったのですけれども、いろんな意見が出ましたけれども、よくありがちなのは、それが立ち消えになって消えてしまうということが、あのとき何やったっけみたいになってしまうので、ぜひあのワークショップでやったことがベースになって、ここにあるねというような形をつくっていただきたいなというのが願いでございます。よろしいでしょうか。質問ではないのですけれども、教育のほうはその質問で終わりにさせていただきます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（藺田靖邦君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） 大変応援のメッセージをありがとうございます。

実は、7月30日のあのワークショップを経て、今素案ですが、新しい学校教育ビジョンのような形をつくっております。その中には、その7月30日の10年後に望む思いというものも盛り込んでおりますので、それをずっとベースにして、新しい学校教育ビジョンをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藺田靖邦君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一つだけ、お知らせだけしておきたいと思います。

実は、皆さんに東京へ陳情に行ってくださいました寸又の左岸の関係。これも大変大きな崖崩れがございまして、いつ復旧できるか分からないという状況でいたようですが、国からの支援もございまして、この秋、もう開通してもいいよというようなこととございますので、また一度議会の皆さんも行っていただければありがたいというふうに思います。

大変、大勢の皆さんにお世話になったものですから、報告だけさせていただきます。

それで、もう一つ、今日は傍聴にいる方も存じている方が多いものですから、一つだけ言いますと、私、思い出に残っているのは、蛍の全国大会、ときどんの皆さんが大勢、前年度北陸行きまして、帰ってきてから、蛍より明るい皆さんが一生懸命やっただいて、全国大会が寸又峡で開かれたということ。テントでございましたけれども、テント代が相当高くてびっくりして、これなら露天でやったほうがよかったなというような思いもあったんですが、そのように住民の方にも大変お世話になったということをお出ししたものですから、大変恐縮ですが、付け加えさせていただきました。本当にありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） 町長の寸又川林道と蛍のことで、また教育長のコミュニティ・スクールの、そのことの御報告を受けましたけれども、中原緑議員、これでよろしいですか。

○1番（中原 緑君） はい。

○議長（藺田靖邦君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

11時半まで休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（藺田靖邦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 認定第1号 令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第2号 令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第3号 令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第4号 令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第5号 令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第7 認定第6号 令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第8 認定第7号 令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、認定第1号、令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8、認定第7号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、野口直次君。

○決算特別委員長（野口直次君） 決算特別委員長の野口です。

それでは、会議規則第77条の規定により、決算特別委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

9月1日に開会した本定例会において、一般会計及び6つの特別会計決算認定について、議長を除く11名の議員から成る決算特別委員会に付託されました。9月1日の本会議終了後、正副委員長の選出と、審査日程及び審査方法を決定し、その後、総務課から、令和2年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を受けました。

9月2日、6日、7日の3日間、役場本庁舎3階の大会議室において、担当課長及び関係職員の出席をいただき、課ごとに詳しい審査を行いました。令和2年度の決算書、決算資料による執行状況の説明のほか、各議員が抽出した35の事業に対して、事前に提出された事業決算報告書に基づき、事業の目的、現状と問題点、事業効果、決算に対する考察等の説明も行っていただきました。委員からは様々な質疑、意見に対し、その回答のほか、施策における考え方や方針等も示していただきました。皆様方の御協力により、円滑な審査を進めることができました。また、鈴木町長、森副町長、山下教育長には、公務御多忙にもかかわらず御出席をいただき、町の抱える様々な課題等に対しまして真摯に御答弁をいただきました。委員会の審査日数は3日間でしたが、大変内容の充実した委員会となった気がいたします。厚く御礼を申し上げます。

審査の中で出された内容について、抜粋して報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付した委員会審査報告書を御覧ください。

では、抜粋して報告をさせていただきます。

2ページを御覧ください。

総務課、2款1項1目、一般管理費。

行政改革推進委員会の委員の数は、また、どのような検討を行ってきたのか。

役員報酬が支払われない委員を含め12名である。当委員会の発足当初は、公の施設の在り方を、以降は行政評価等の手法を取り入れ、補助金や施策の検討を行ってきた。行政改革に関しては、昨今では委員会というよりも役場組織が常々取り組むものという考えで進めてきたが、昨年度については監査委員の指摘のように不十分であった。今年は、11月以降には公の施設、遊休資産についても検討、意見をいただく予定で、委員長とも協議済みである。

同じ1目で、職員抗原検査キット購入事業、200セットの活用状況は。

訪問看護や包括事業のように、町民と直接接点のある職員が主に定期的に検査を行い、安全確認に活用している。

2款1目9項、自治会振興費。

自治会活動保険の保険給付の対象は。

自治会が行う事業が対象だが、道路愛護など機械を使用する草刈り活動等は対象外であることから、年度当初に区長会にて別な保険に加入するように指導している。

4ページを御覧ください。

企画課です。2款2項1目、企画総務費。

焼津市・川根本町広域連携事業のカフェ事業は連携による進捗が見えてこないが。

まずは、それぞれの事業運営を軌道に乗せることに注力している。今後どのような市町間連携ができるか、現在協議中であります。

2款2項2目、まちづくり事業費。

令和2年度契約実績15件のうち、移住者となった件数は。

9件ほどである。

空き家バンク事業開始から総登録件数は。

平成24年度事業開始、これまでに67件の登録があった。うち、46件の契約が成立しています。

会計課、2款1項5目、基金管理費。

基金と預金の債権の比率は。

比率に特段な定めはないが、現在のところ、債権が43.7%、普通及び定期預金として56.3%を保有しています。

6ページを御覧ください。

観光商工課、2款2項3目、ダム水源地域振興費。

新設した奥大井湖上駅駐車場への県道からの案内サインを設置すべきではないか。また、観光客等の路上駐車対策として、何らかの対応をすべきではないか。

県道入り口の案内サインは、現在、県土木事務所と調整中である。また、県土木事務所による大型バスの乗降エリア、待機所の測量が既に実施されたと聞いている。駐車場の設置の効果により、一般車両の路上駐車は減少したという認識である。

7款1項8目、音戯の郷運営費。

ラウンジの利用状況と今後の見通しは。

現在、吉田町とのイノベーション事業のチャレンジショップとして11月まで出店。高校生までは町民300円、大人400円でフリードリンクの休憩所として使用しています。

税務住民課、2款6項2項、賦課徴収費。

徴収実績が上がっている。どのように滞納整理事務を行っているのか。

まずは実態調査を行い、その後、滞納者と納付相談を行って、必要において分納契約を結

んでいる。それが履行されない場合は差し押さえも行っている。

8 ページを御覧ください。

建設課です。6 款 1 項 1 0 目、地籍調査事業費。

一筆地調査支援システムとは何か。また、水川地区の地籍調査の終了はいつ頃か。

パソコン上に土地の所有者や調査情報を記録して、最終的には地籍を作成するシステムである。また、水川地区の終了は令和12年頃を想定しています。

8 款 1 項 1 目、土木総務費。

住宅改修事業費補助金の補助限度額が30万円とすると、補助実績の平均単価が34万円ほどとなっている理由は。

町内事業所が施工する場合は限度額に10万円の上乗せがあり、40万円となっているため、平均単価が30万円を超えている。

平成22年度から申請件数は合計634件であるが、全て定住対策が目的であったのか。

令和元年度までは、経済対策として事業を行っていた。

高齢者福祉課、3 款 1 項 3 目、高齢者福祉費。

65歳未満で、けがや疾病等で一時的に運転できないケースは、外出支援サービスの対象か。

65歳未満は基本的には対象外。ただし、特殊事情等は考慮されるため、まずは相談をしてほしい。

介護保険特別会計、2 款 1 項 1 目、介護サービス等諸費です。

傾向として、施設サービスから居宅サービスへの利用者のニーズが移行しているということか。

従来、施設入所希望者が待機期間に居宅サービスを利用するという傾向が見られた。しかし昨今では、自宅で生活し、今さら施設入所しなくてもという考えが、本人及び介護者に浸透しつつあるように思う。

居宅サービスの受給者が増えた要因は。

新型コロナによる影響も考えられる。通所によるサービスよりも、在宅で受けられるホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護の需要が増えたことにもよると考えられます。

11ページを御覧ください。

情報政策課、2 款 3 項 1 目、情報政策費。

来年度以降、自治体DXの導入により、自治体も大幅なコストカットが求められるという認識でよいのか。

令和2年11月に自治体DX計画が示された。それによると、令和4年度末までに電子申請の一部が進められる。具体的には、子育て、介護に関する手続であります。

12ページ、健康福祉課を御覧ください。

3 款 2 項 3 目、子育て支援対策費。

放課後児童クラブの指導者の数は。

県開催の研修を受け、受講済みの旧中川根地区4名、旧本川根地区3名である。

それぞれの施設の定員は。

中川根20名、本川根40名であります。

続きまして、くらし環境課です。

4款1項6目、環境衛生費。

合併処理浄化槽などの普及率は。

令和2年度末の普及率は、合併処理浄化槽54.8%、単独浄化槽31.1%、くみ取14.1%であります。

7款1項9目、消費者行政。

相談件数の12件の相談内容は。

主にクーリングオフの相談。そのほかとしては、電気料金の契約の見直し、あっせんなどでありました。

引き続き、次ページの簡易水道事業会計です。

公営企業会計への移行の見通しは。

令和6年度までに移行完了をするように、国から通達が出ている。令和4年度までに移行準備を行い、令和5年度から移行する予定であります。

農林課、6款1項5目、茶業推進対策費。

茶業施設等整備強化石業費補助金は、アタッチメント等の購入も補助対象となるのか。

これまでアタッチメントなども対象としてきたが、令和3年度から見直し、機械本体の購入が対象となった。

6款2項2目、林業振興費。

里山林整備事業業務委託の実施に当たっては、地元の要望がうまく伝わらなかったケースがあった。事業実施に当たっては、地区の要望のヒアリングを行った上で実施すべきではないか。

町でも確認済みである。令和3年度から、対象を森林整備の遅れにより生活環境の悪化を招いている箇所や枯損木の伐採を行うよう実施要領を改正した。

地区から里山林整備事業の再要望があった場合の対応は。

危険排除などの目的で必要に応じて検討する。ほかの制度の活用についても検討する。

17ページを御覧ください。

教育総務課です。10款1項3目、教育諸費。

私立幼稚園の経常経費補助金の一時預かりとは何か。

幼稚園における教育標準時間は1日4時間。それを越えた部分が一時預かりという扱いになります。

10款1項5目、地域若者教育推進費。

公営塾指導管理業務委託の詳細について説明を。

平日の夕方と土曜日の週6日間、若者交流センター奥流の2階にて開校。令和2年度は118人の登録があった。対象は町内中学3年生、連携中学（川根中学）3年生、川根高校及び町内の高校生。（株）Birth47に平成30年度から委託。個別指導が基本で、令和3年度からは国公立大学への進学に特化したコースを開始した。

18ページ、社会教育課をお願いいたします。

10款4項1目、社会教育総務費。

徳山の盆踊りがユネスコ無形文化遺産となった場合には、補助金の追加はあるか。

文化財保存団体の文化継承につながるような交流会等の事業実施を検討し、直接的な補助金は考えていない。

10款4項4目、文化会館運営費。

文化会館自主事業パートナー業務委託における企画と方向性は。

企画は、映画、落語、町民ワークショップであるわくわく会議、町民による舞台裏体験、クラシック音楽のワークショップやコンサート、静岡県舞台芸術センターと赤石太鼓の共演による演技などである。今後の方向性は、1年目は、従来のシーアイセンターの企画をある程度引き継ぐような内容になっているが、よりアカデミックなものも含め、町民がこれまで体験したことのないような事業も取り入れていく。

以上、抜粋をして報告させていただきました。後ほど詳細は報告書を御覧ください。

9月14日には現地調査、委員会での採決を行いましたので、報告いたします。

認定第1号、令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第2号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第3号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第4号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第5号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

以上のとおり報告いたします。

今回の委員会で審議されたことについて、次年度の予算や町の施策に反映されることを期待いたします。

最後に、行政の方々、委員の皆さんには、円滑な委員会運営ができましたことを改めまし



て感謝申し上げます。

決算特別委員会委員長の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藺田靖邦君） 委員長の報告が終わりました。

決算特別委員会は、議長を除く全議員が委員となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから認定第1号、令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、認定第1号、令和2年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第2号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、認定第2号、令和2年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第3号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、令和2年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第4号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第4号、令和2年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第5号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

での討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第5号、令和2年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第6号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藺田靖邦君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、令和2年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第7号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（藺田靖邦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藺田靖邦君） 起立全員です。

したがって、認定第7号、令和2年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。



◎日程第9 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方  
税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



#### ◎日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



#### ◎日程第12 広報委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(藺田靖邦君) 日程第12、広報委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

広報委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会

中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



### ◎閉 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午後 零時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月21日

議 長 菌 田 靖 邦

署 名 議 員 山 本 信 之

署 名 議 員 中 田 隆 幸